

観音寺市障がい者計画・
第7期障がい福祉計画・
第3期障がい児福祉計画
(案)

令和5年12月
観音寺市

目次

第1章 計画の概要.....	1
1 計画の策定について.....	1
2 計画の位置づけと役割.....	2
3 計画期間.....	4
4 計画策定の体制.....	4
第2章 障がい者を取り巻く現状.....	6
1 人口と世帯の状況.....	6
2 障がい者の状況.....	7
3 アンケート調査の結果.....	14
4 事業所アンケートの調査結果.....	30
5 障がい者計画の取り組み状況と今後の課題.....	33
第3章 計画の基本的な考え方.....	38
1 基本理念.....	38
2 基本的な視点.....	39
3 基本目標.....	40
4 施策の展開.....	41
第4章 障がい者計画.....	42
1 地域における自立した生活への支援強化.....	42
2 切れ目のない障がい児支援.....	48
3 障がいに対する理解と配慮の促進.....	52
4 多様な社会参加の拡充.....	55
5 安全・安心なまちづくり.....	58
第5章 障がい福祉計画.....	62
1 成果目標の設定.....	62
2 障害福祉サービスの見込み量と確保方策.....	67
3 地域生活支援事業の見込み量と確保方策.....	75
第6章 障がい児福祉計画.....	79
1 成果目標の設定.....	79
2 障害児通所支援等に関するサービスの見込み量と確保方策.....	81

第7章 計画の推進に向けて.....	84
1 計画の広報・周知.....	84
2 障がい者のニーズの把握と反映.....	84
3 計画の推進.....	84
4 計画の進捗管理.....	84
資料編.....	85
1 用語集.....	85

語句右上に※印が付いている用語は、資料編の用語集で説明しています。また、複数回出てくる用語については、2回目以降※印を省略しています。

また、「障害」「障がい」の表記については、原則「障がい」で表記しています。ただし、法令や制度等、団体などの固有名詞については「障害」と表記しています。

第1章 計画の概要

1 計画の策定について

観音寺市（以下「本市」という。）では、障がいのある人に対する保健、医療、福祉、保育、教育をはじめ、雇用、就労、まちづくりなどさまざまな分野における施策を、総合的かつ計画的に進めるため「観音寺市障がい者計画」、「観音寺市障がい福祉計画」及び「観音寺市障がい児福祉計画」を策定し、障がい者施策を展開してきました。

国では障がい者に係る初めての国際条約として国際連合が採択した「障害者権利条約」の批准に向けて、平成19年9月に署名し、「障害者基本法」の改正（平成23年8月）や「障害者虐待防止法」の施行（平成24年10月）、「障害者差別解消法」の成立及び「障害者雇用促進法」の改正（平成25年6月）といった国内法の整備が進められ、平成26年1月に同条約が批准されました。

平成30年4月には、「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、障がいのある人自らが望む地域生活を営むことができるような「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実や、高齢障がい者による介護保険サービスの円滑な利用を促進するための見直しが行われるとともに、令和3年9月には「医療的ケア^{*}児支援法」が施行され「医療的ケア児」の定義や、国や地方自治体が医療的ケア児の支援を行う責務を負うことが初めて明記されました。

また、令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（以下、「障害者情報アクセシビリティ^{*}・コミュニケーション施策推進法」という。）が施行され、障がい者の情報の取得利用や意思疎通に関する施策の総合的な推進や障がい者計画の策定及び変更にあたっては、同法の規定の趣旨を踏まえることとされています。

さらに、令和6年4月に施行される「障害者総合支援法」の改正では、従来の制度の谷間のない支援提供や、法に基づく支援が、地域社会における共生や社会的障壁^{*}の除去に資することを目的とする基本理念に基づき、障がい者の地域社会における支援の充実や雇用の質の充実など、さらなる障がい者施策の展開が求められています。

このたび、「観音寺市障がい者計画」及び「観音寺市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」が令和5年度をもって計画期間を終了することから、国の制度改正の方向や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障がい福祉施策を総合的に推進するため、新たに「観音寺市障がい者計画」及び「観音寺市第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。

2 計画の位置づけと役割

(1) 計画の性格

「観音寺市障がい者計画」は、「障害者基本法」第11条の規定による「市町村障害者計画」として、本市における障がい者施策全般に係る理念や基本的な方針、目標を定めた計画です。また、「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」第9条第1項の規定の趣旨も踏まえ策定します。

「観音寺市第7期障がい福祉計画」は、「障害者総合支援法」第88条の規定による「市町村障害福祉計画」として、「観音寺市第3期障がい児福祉計画」は「児童福祉法」第33条の20の規定による「市町村障害児福祉計画」として、本市における障害福祉サービスや相談支援、地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標や、各年度における障害福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込み、地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項等を定めた計画です。

なお、本計画において対象となる「障がいのある人」とは、「障害者基本法」第2条の定義に基づき、「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」とします。

障害者基本法（昭和45年法律第84号）

第11条第3項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

第88条第1項

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

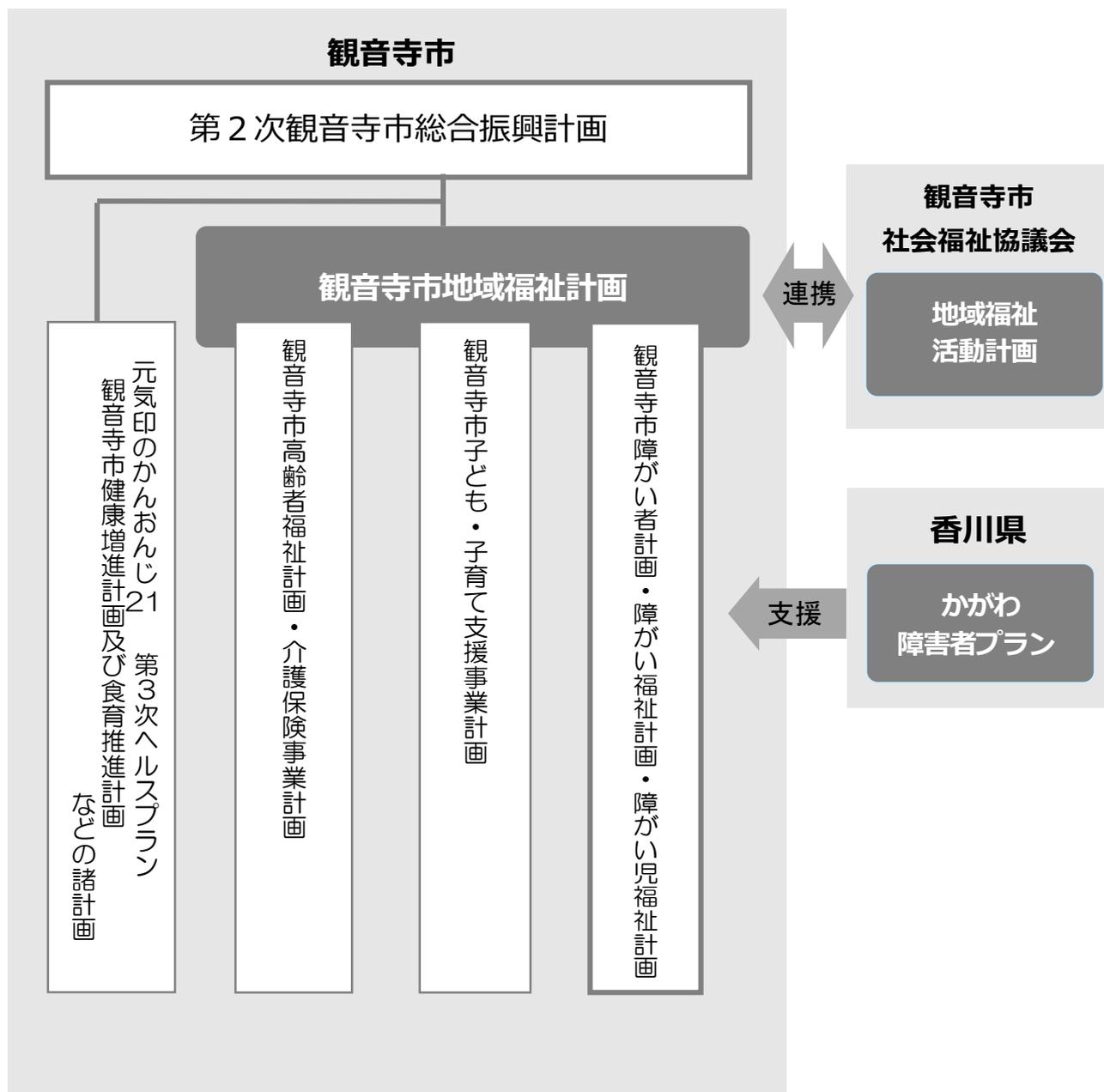
児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第33条の20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援[※]及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

(2) 計画の位置づけ

本計画は、「観音寺市総合振興計画」を上位計画とし、「観音寺市地域福祉計画」、「観音寺市子ども・子育て支援事業計画」、「観音寺市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」等の関連計画における障がい者等の福祉に関する事項と調和が保たれたものとします。



3 計画期間

「観音寺市障がい者計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。

「観音寺市第7期障がい福祉計画」及び「観音寺市第3期障がい児福祉計画」の計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

なお、計画期間中においても、国の動向などにより必要に応じて見直しを行うものとします。

	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度	令和 12年度	令和 13年度	令和 14年度
障がい者計画	本計画						次期計画		
障がい 福祉計画	第7期計画			第8期計画			第9期計画		
障がい児 福祉計画	第3期計画			第4期計画			第5期計画		

4 計画策定の体制

(1) アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、本市に居住している障害者手帳などをお持ちの方を対象に、現在の生活状況や福祉サービスの利用状況と利用意向、就労や本市の障がい福祉施策への希望などを把握するためにアンケート調査を実施しました。

- 調査対象者：①本市に居住している障害者手帳などをお持ちの18歳以上の方
②本市に居住している障害者手帳などをお持ちの18歳未満の方
- 調査期間：令和5年7月10日（月）～令和5年7月26日（水）
- 調査方法：郵送による配布、回収（WEBでの回収も含む）

	調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
①18歳以上	1,400件	624件	44.6%
②18歳未満	98件	43件	43.9%

(2) 事業所調査の実施

本市に居住している障がいのある人が利用している市内、三豊市内の事業所へのアンケート調査を実施し、利用状況の把握や今後の方向性、市の障がい福祉施策に対する意見を把握し、計画の検討材料としました。

- 調査対象者：障害福祉サービス提供事業所
- 調査期間：令和5年7月12日（水）～令和5年7月31日（月）
- 調査方法：郵送による配布、回収

調査対象者数 (配布数)	有効回収数	有効回収率
26件	21件	80.8%

(3) パブリックコメントの実施

令和●年●●月●●日（●）～令和●年●●月●●日（●）の期間、計画の素案を市ホームページ等で公表し、意見を募集しました。

(4) 計画策定委員会での審議

本計画は、障がい者（児）団体の代表者、保健、医療、福祉、教育、雇用などの関係機関の代表者及びサービス提供事業者、行政の代表者から構成される「観音寺市障害福祉計画等策定委員会」において、内容の審議、検討を行いました。

第2章 障がい者を取り巻く現状

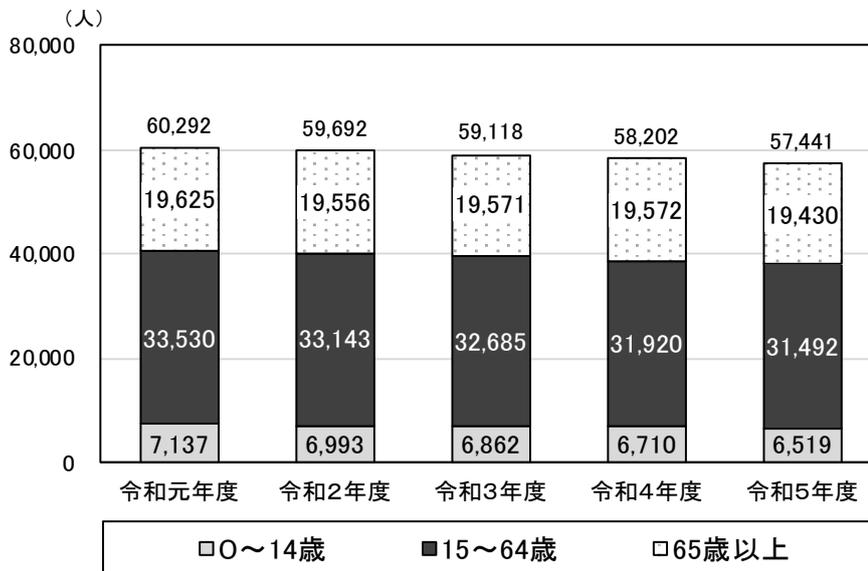
1 人口と世帯の状況

(1) 人口と世帯の状況

本市の総人口は緩やかな減少が続いており、令和5年度では57,441人と令和元年度と比較して2,851人減少しています。年齢3区分別にみても、いずれの年齢区分においても減少傾向が続いています。

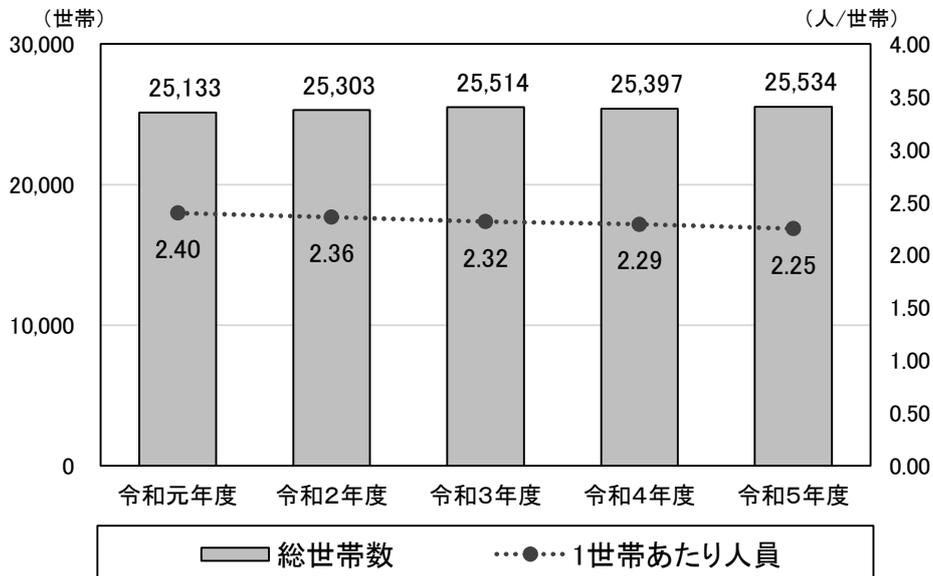
また、総世帯数は増加傾向にあり、令和5年度では25,534世帯となっていますが、1世帯あたり人員は年々減少しています。

[図1] 年齢3区分別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

[図2] 総世帯数と1世帯あたり人員の推移



資料：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

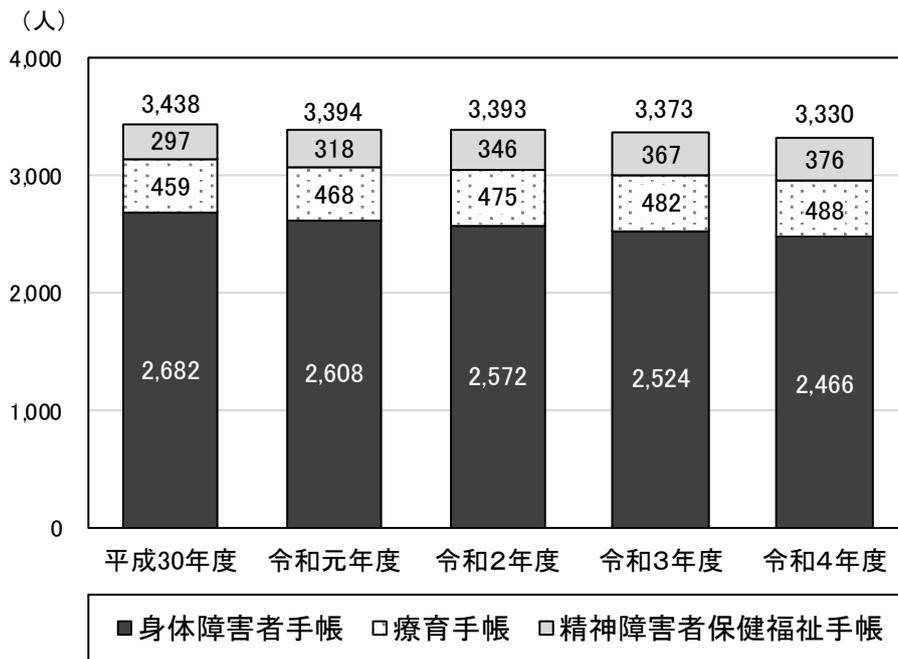
2 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

障害者手帳所持者数は減少傾向にあり、令和4年度では3,330人となっています。

また、手帳種別にみると、全体の約7割強を身体障害者手帳が占めていますが、その数は年々減少傾向にあり、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳は増加傾向にあります。

[図3] 障害者手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

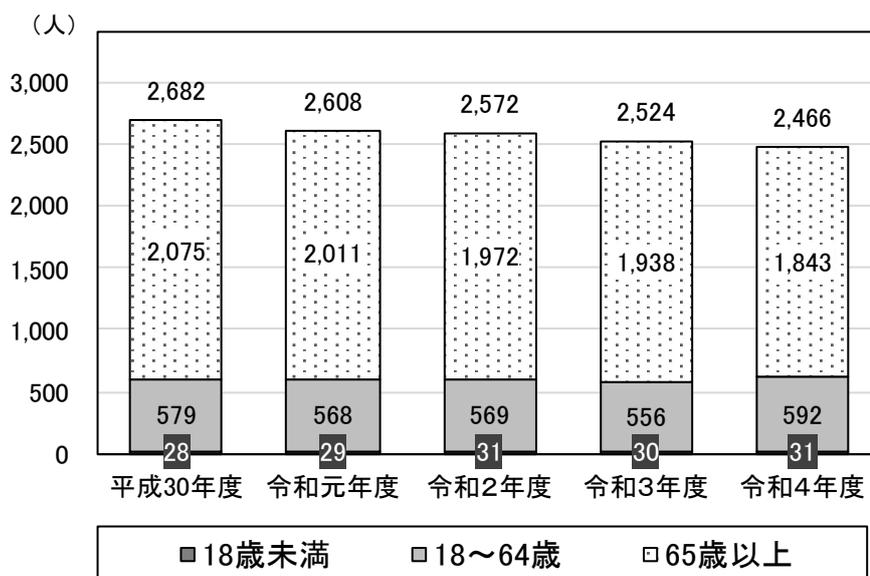
(2) 身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者数の推移を【年齢別】にみると、令和4年度では、18歳未満が31人、18～64歳が592人と平成30年度と比較して微増しています。一方、65歳以上は1,843人と減少傾向が続いています。

また、【等級別】にみると、どの等級においても概ね減少傾向にあり、各年度とも1級がもっとも多くなっています。

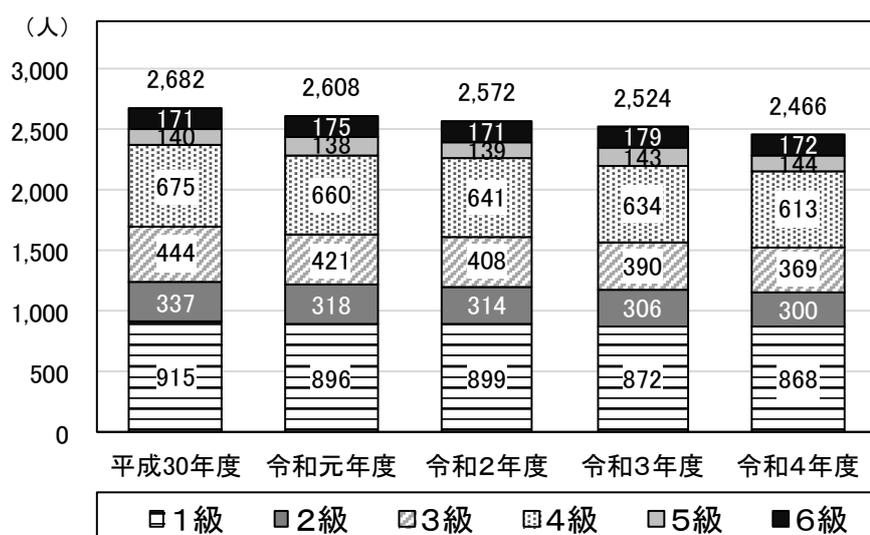
【種別】にみると、各年度とも肢体不自由がもっとも多くなっています。

〔図4〕【年齢別】身体障害者手帳所持者数の推移



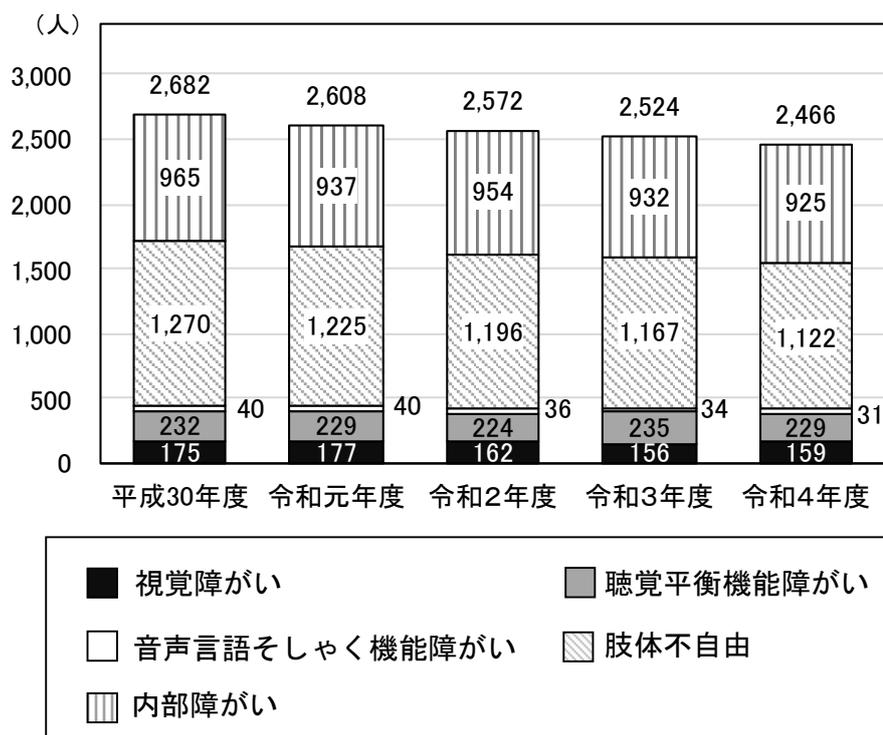
資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

〔図5〕【等級別】身体障害者手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

[図6] 【種別】身体障害者手帳所持者数の推移



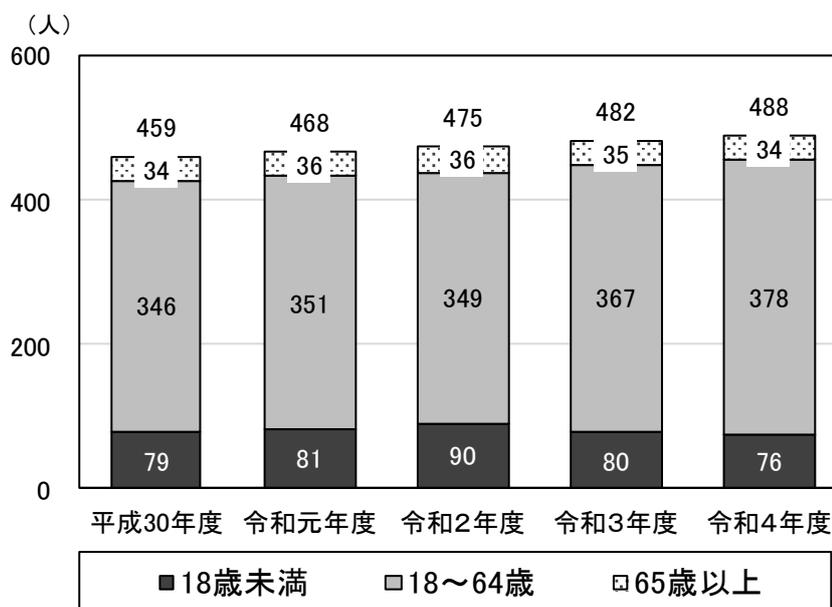
資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

(3) 療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数の推移を【年齢別】にみると、18～64歳で増加が続いており、18歳未満、65歳以上は横ばいとなっています。令和4年度では、18歳未満が76人、18～64歳が378人、65歳以上が34人となっています。

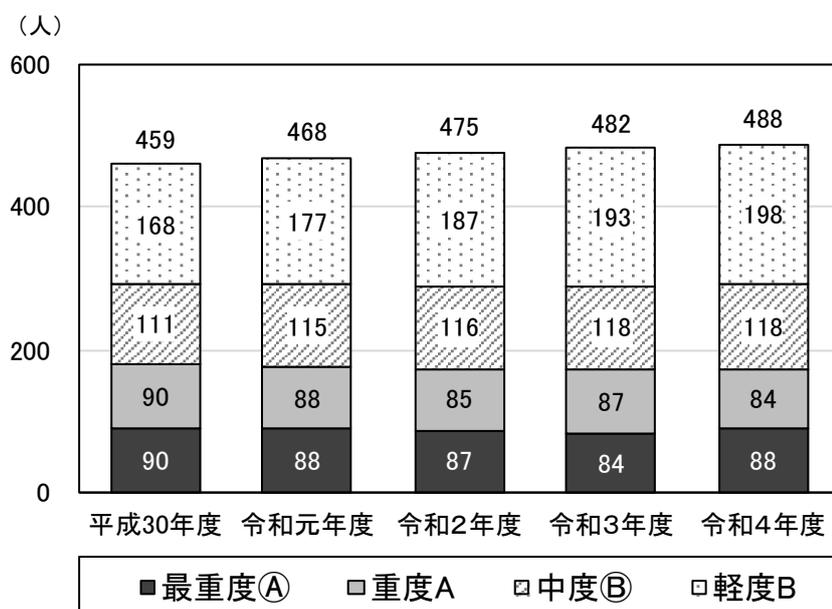
また、【程度別】にみると、各年度とも軽度Bがもっとも多くなっており、他の程度は横ばいで推移しているなか、軽度の方が増加しています。

[図7] 【年齢別】療育手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

[図8] 【程度別】療育手帳所持者数の推移



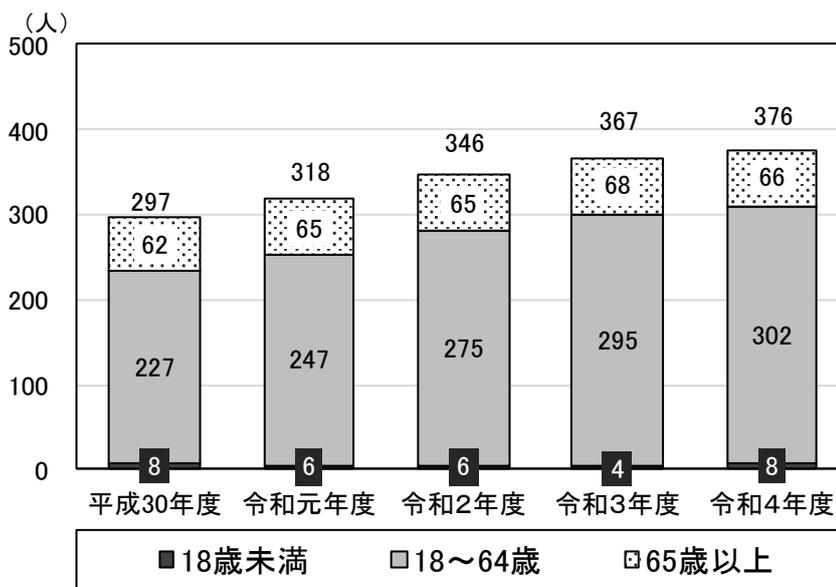
資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

(4) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移を【年齢別】にみると、18歳未満、65歳以上は横ばいで推移しており、18～64歳では増加傾向にあります。令和4年度では、18歳未満が8人、18～64歳が302人、65歳以上が66人となっています。

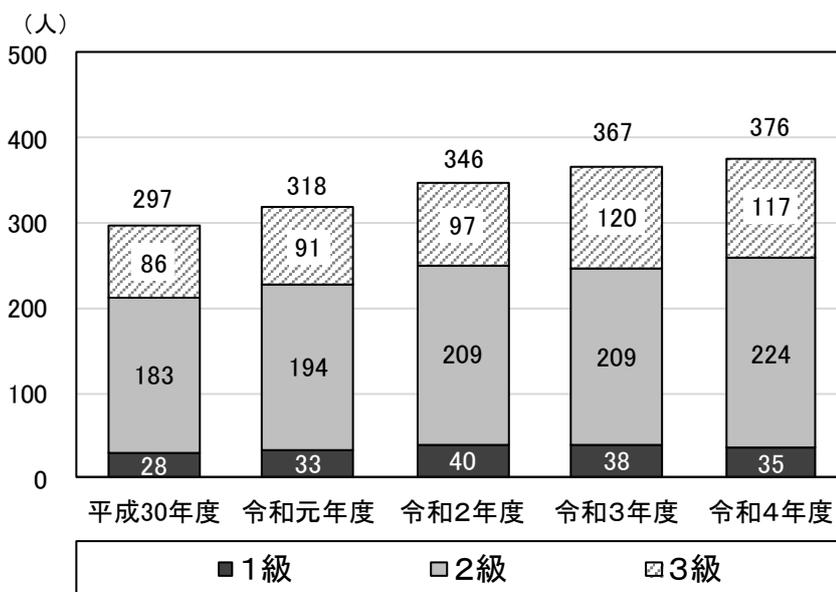
また、【等級別】にみると、1級、2級、3級いずれも増加傾向にあります。

[図9] 【年齢別】精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

[図10] 【等級別】精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



注) 1級が最重度です。

資料：社会福祉課（各年度3月31日現在）

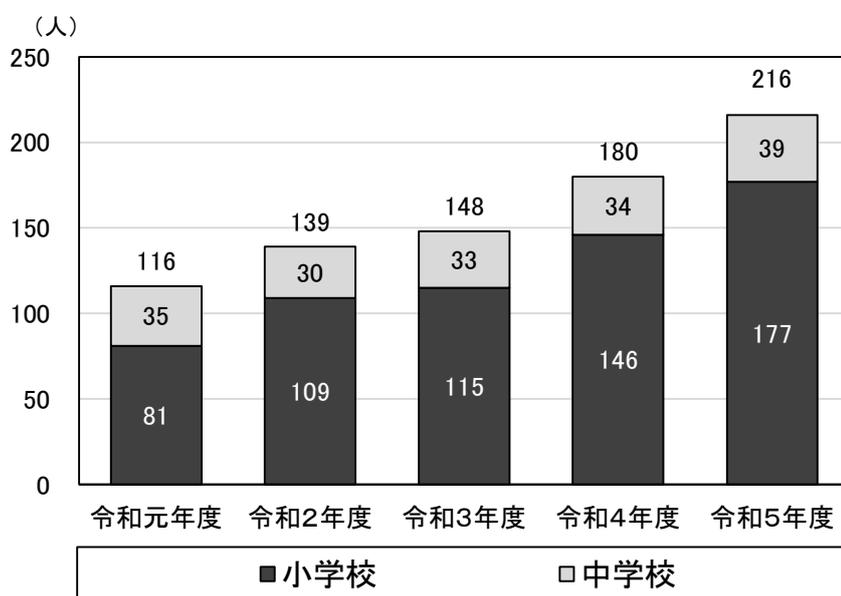
(5) 障がい児の推移

特別支援学級^{*}の在籍者数の推移をみると増加が続いています。令和5年度では、小学校が177人、中学校が39人となっており、小学校の特別支援学級在籍者は令和元年度の2倍以上に増加しています。

通級指導教室^{*}の在籍者数の推移をみると、令和3年度まで増加傾向が続いていましたが、令和4・5年度はほぼ横ばいの状況です。令和5年度では発達障がい^{*}が63人、言語聴覚障がい^{*}が13人となっています。

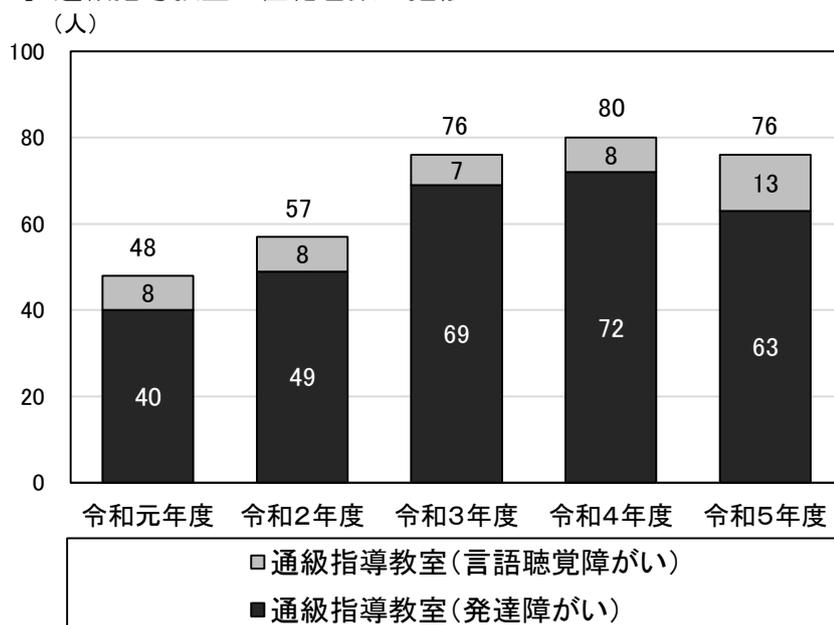
特別支援学校^{*}の在籍者数の推移をみると、年度によって増減がありますが、令和5年度では小学部が24人、中学部が19人、高等部が19人となっています。

[図 11] 特別支援学級の在籍者数の推移



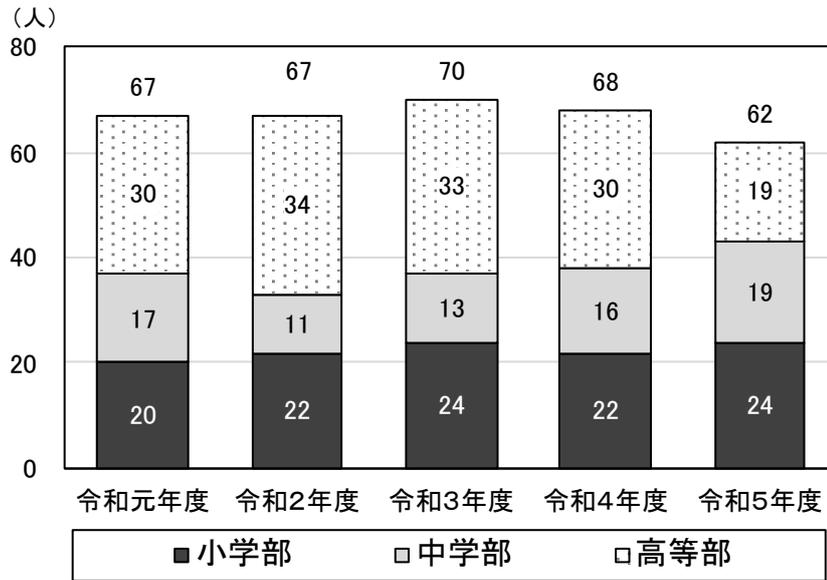
資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

[図 12] 通級指導教室の在籍者数の推移



資料：学校教育課（各年度5月1日現在）

[図 13] 特別支援学校の在籍者数の推移

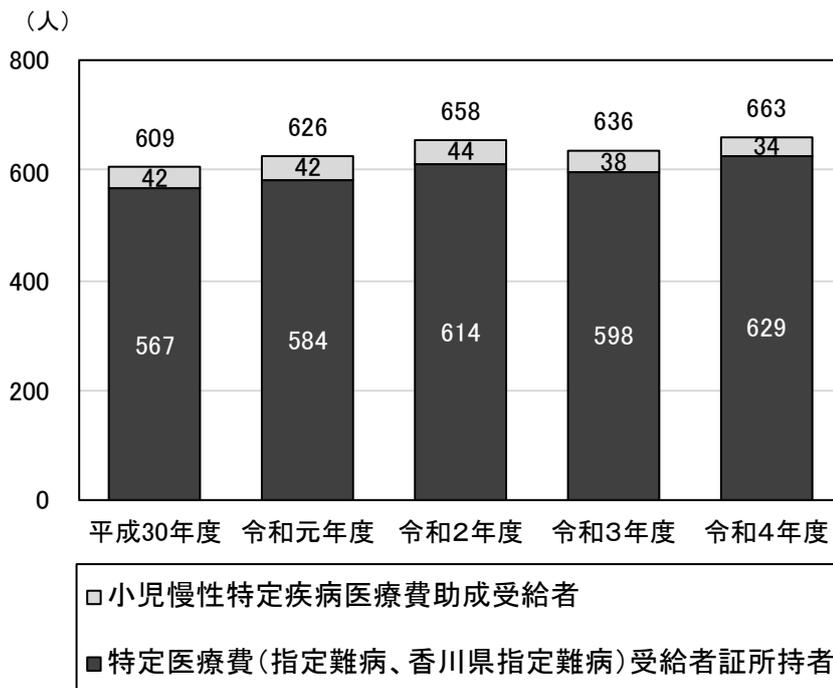


資料：香川県教育委員会特別支援教育課（各年度5月1日現在）

（6）難病*患者等の推移

難病患者等の数の推移をみると、年度により増減がありますが、令和4年度では、特定医療費（指定難病、香川県指定難病）受給者証所持者数が629人、小児慢性特定疾病医療費助成受給者数が34人となっています。

[図 14] 難病患者等の数の推移



資料：香川県健康福祉部健康福祉総務課、香川県健康福祉部子ども政策推進局子ども家庭課（各年度3月31日現在）

3 アンケート調査の結果

<留意点>

- 回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは、分析文、グラフ、表においても同じです。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、又は回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- 図表中のクロス（表）の見方について、上位3位の数値（%）に網掛け、上位1位の数値（%）を太文字で表記しています。
- 本文中の設問の選択肢について、長い文は簡略化している場合があります。

(1) 調査結果の抜粋（18歳以上）

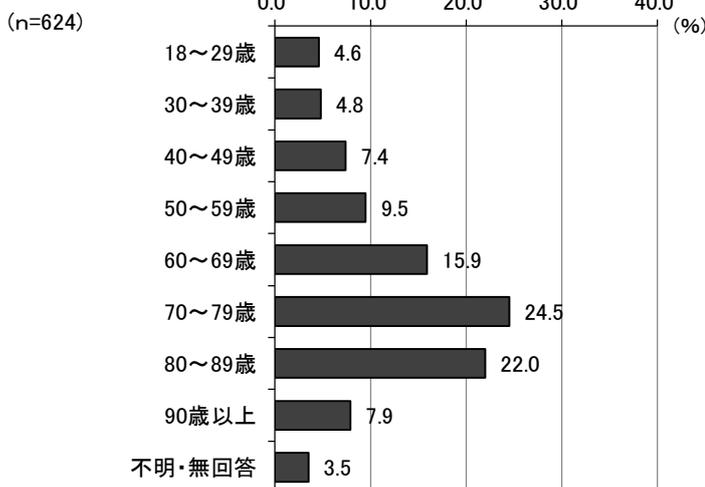
① 手帳所持者の状況について

- 回答者のうち、70歳以上の高齢者が約5割台半ばを占めています。

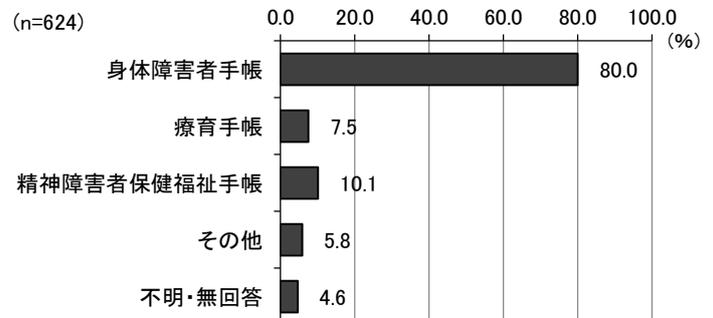
年齢についてみると、全体では「70～79歳」が24.5%と最も高く、次いで「80～89歳」が22.0%、「60～69歳」が15.9%となっています。

お持ちの手帳等の種類についてみると、「身体障害者手帳」が80.0%と最も高く、次いで「精神障害者保健福祉手帳」が10.1%、「療育手帳」が7.5%となっています。

<年齢>



<お持ちの手帳等の種類>



② 現在のお住まいの場や今後の生活について

■約8割強が自宅で生活をしており、今後の生活の希望でも「今のままの生活」を希望する方が多いため、在宅や地域生活へのニーズは高いことが伺えます。

 現在のお住まいの場についてみると、全体では「自宅」が86.2%と8割以上を占めています。

今後、どのように生活したいと思うかについてみると、全体では「今のままで生活したい」が72.0%と最も高く、次いで「家族と一緒に生活したい」が14.4%、「施設に入所したい」が2.7%となっています。

<現在のお住まいの場（手帳別）>（単数回答）

上段:件数 下段:%		問8 現在のお住まい、あるいは生活の場はどこですか。							
		合計	自宅	グループホーム(障がい者)	入所施設(障がい者)	医療機関(病院)	高齢者福祉施設	その他	不明・無回答
全体		624 100.0	538 86.2	13 2.1	7 1.1	11 1.8	18 2.9	6 1.0	31 5.0
手帳別	身体障害者手帳	499 100.0	443 88.8	5 1.0	3 0.6	8 1.6	13 2.6	4 0.8	23 4.6
	療育手帳	47 100.0	36 76.6	4 8.5	2 4.3	1 2.1	1 2.1	-	3 6.4
	精神障害者保健福祉手帳	63 100.0	49 77.8	4 6.3	-	2 3.2	1 1.6	2 3.2	5 7.9
	その他	36 100.0	32 88.9	1 2.8	-	-	1 2.8	1 2.8	1 2.8

<今後の生活の希望（手帳別）>（単数回答）

上段:件数 下段:%		問9 今後、あなたはどのように生活したいと思いますか。							
		合計	今のままで生活したい	家族と一緒に生活したい	独立して生活したい	施設に入所したい	グループホームで生活したい	その他	不明・無回答
全体		624 100.0	449 72.0	90 14.4	16 2.6	17 2.7	9 1.4	4 0.6	39 6.3
手帳別	身体障害者手帳	499 100.0	379 76.0	66 13.2	9 1.8	15 3.0	1 0.2	1 0.2	28 5.6
	療育手帳	47 100.0	23 48.9	13 27.7	1 2.1	1 2.1	3 6.4	2 4.3	4 8.5
	精神障害者保健福祉手帳	63 100.0	31 49.2	13 20.6	7 11.1	1 1.6	4 6.3	1 1.6	6 9.5
	その他	36 100.0	21 58.3	8 22.2	3 8.3	-	1 2.8	-	3 8.3

③ 地域生活を送るうえでの必要な支援について

■経済的な負担軽減のための支援がやや増加しており、在宅で利用できるサービスや医療ケアへのニーズは引き続き高くなっています。

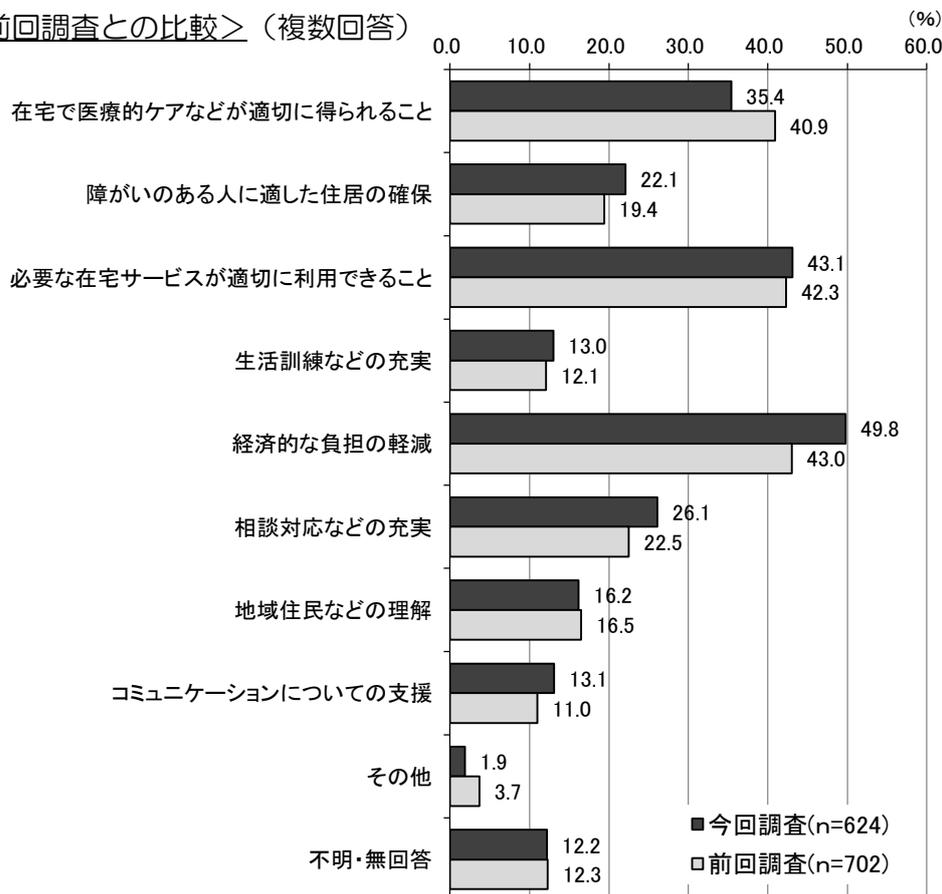
地域生活において必要な支援についてみると、【全体】では「経済的な負担の軽減」が49.8%と最も高く、次いで「必要な在宅サービスが適切に利用できること」が43.1%となっています。

前回調査結果と比較すると、「経済的な負担の軽減」が6.8ポイント増加しています。

<地域生活を送るうえでの必要な支援（手帳別）>（複数回答）

		問10 地域で生活するためには、どのような支援があれば良いと思いますか。										
上段:件数 下段:%		合計	在宅で医療的ケアなどが適切に得られること	障がいのある人に適した住居の確保	必要な在宅サービスが適切に利用できること	生活訓練などの充実	経済的な負担の軽減	相談対応などの充実	地域住民などの理解	コミュニケーションについての支援	その他	不明・無回答
全体		624 100.0	221 35.4	138 22.1	269 43.1	81 13.0	311 49.8	163 26.1	101 16.2	82 13.1	12 1.9	76 12.2
手帳別	身体障害者手帳	499 100.0	190 38.1	102 20.4	220 44.1	54 10.8	240 48.1	109 21.8	64 12.8	46 9.2	10 2.0	61 12.2
	療育手帳	47 100.0	6 12.8	18 38.3	18 38.3	12 25.5	28 59.6	24 51.1	17 36.2	16 34.0	1 2.1	4 8.5
	精神障害者保健福祉手帳	63 100.0	15 23.8	19 30.2	22 34.9	14 22.2	39 61.9	29 46.0	18 28.6	18 28.6	1 1.6	8 12.7
	その他	36 100.0	13 36.1	12 33.3	15 41.7	7 19.4	20 55.6	12 33.3	9 25.0	7 19.4	-	4 11.1

<前回調査との比較>（複数回答）

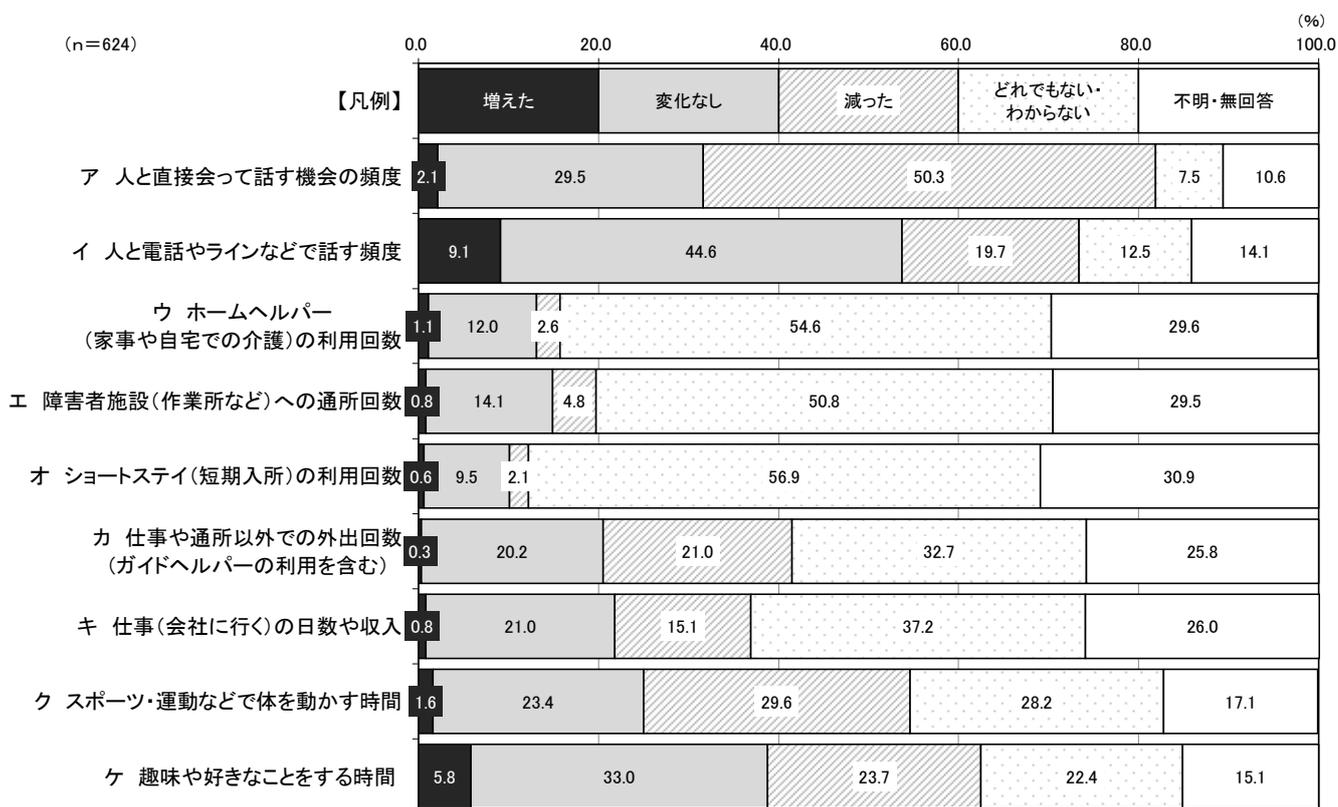


④ コロナ禍における生活への影響

■人と直接会う機会や体を動かす時間、趣味の時間において『減った』の割合が高くなっています。

コロナ禍によってあなたの暮らしに影響はあるかどうかについてみると、「ア 人と直接会って話す機会の頻度」については、半数以上の50.3%が『減った』と答えている一方で、「イ 人と電話やラインなどで話す頻度」については、『増えた』が9.1%と他よりも高くなっています。

＜コロナ禍によってあなたの暮らしに影響はありましたか＞（単数回答）



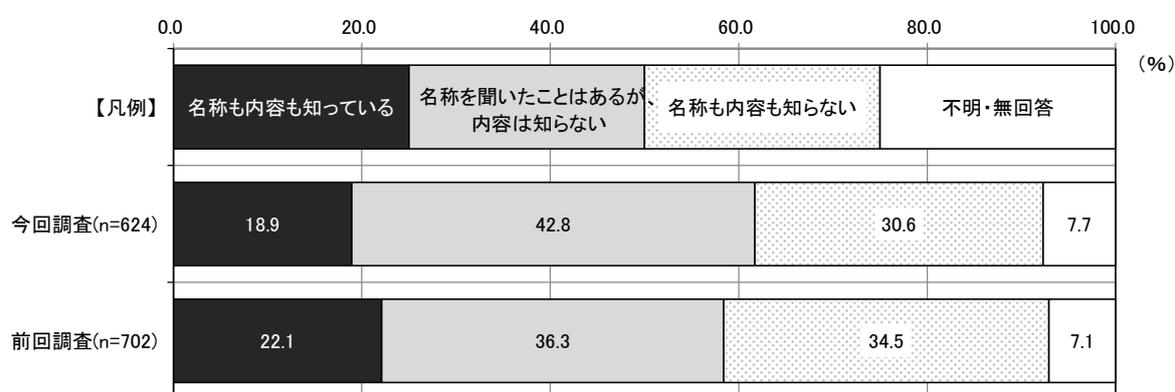
⑤ 成年後見制度※・観音寺市手話言語条例の認知度

■認知度に大きな変化はなく、成年後見制度は約6割が「聞いたことがある(知っている)」と回答している一方で、手話言語条例は「知っている」が6%にとどまっています。

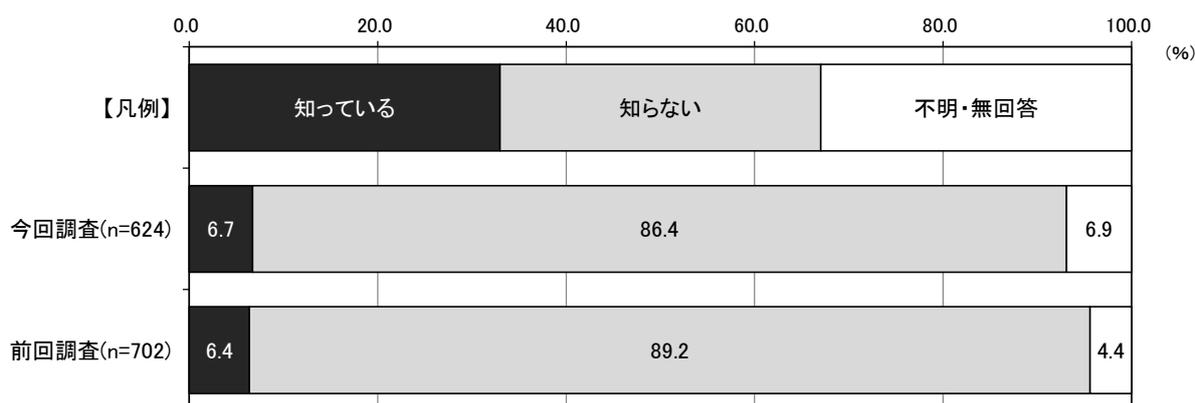
成年後見制度について知っているかどうかについてみると、「名称を聞いたことはあるが、内容は知らない」が42.8%、「名称も内容も知らない」が30.6%、「名称も内容も知っている」が18.9%となっています。

「観音寺市手話言語条例」、「観音寺市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」について知っているかについてみると、「知らない」が86.4%、「知っている」が6.7%となっています。

＜成年後見制度についてご存じですか＞（単数回答）



＜観音寺市手話言語条例、「観音寺市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例」の認知度＞（単数回答）



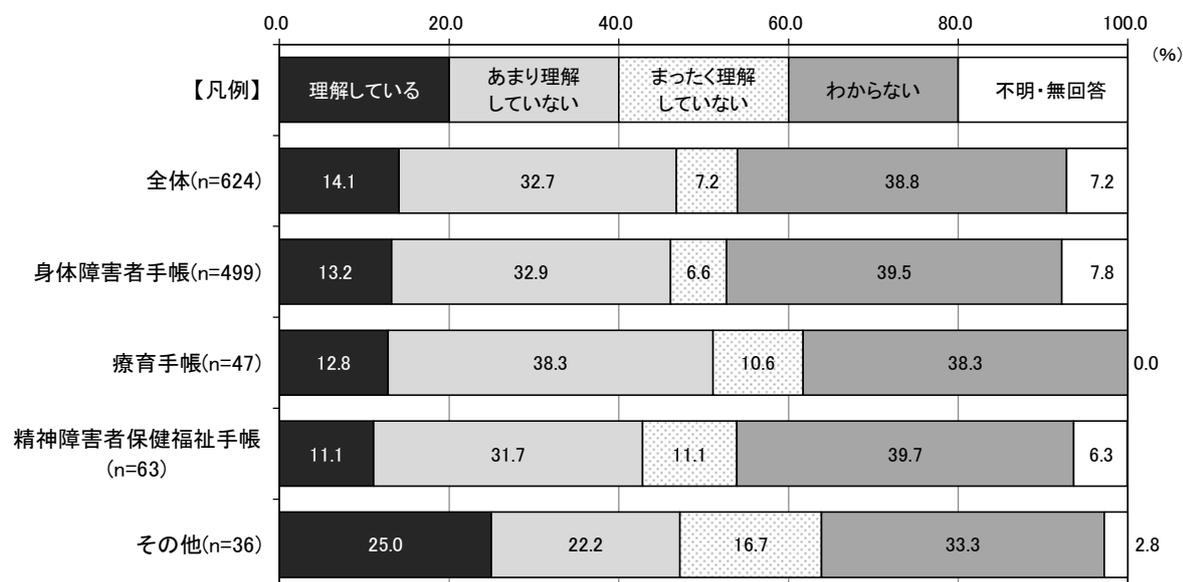
⑥ 地域の障がいに対する理解について

■地域の障がいに対する理解では、『理解していない』が約3割となっており、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳では、「まったく理解していない」が1割となっています。差別や偏見の解消においても、療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の「解消されていない」の割合が身体障害者手帳より高くなっています。

地域の人の障がいに対する理解について、どのように感じているかについてみると、全体では「わからない」が38.8%と最も高く、次いで「あまり理解していない」が32.7%、「理解している」が14.1%となっています。

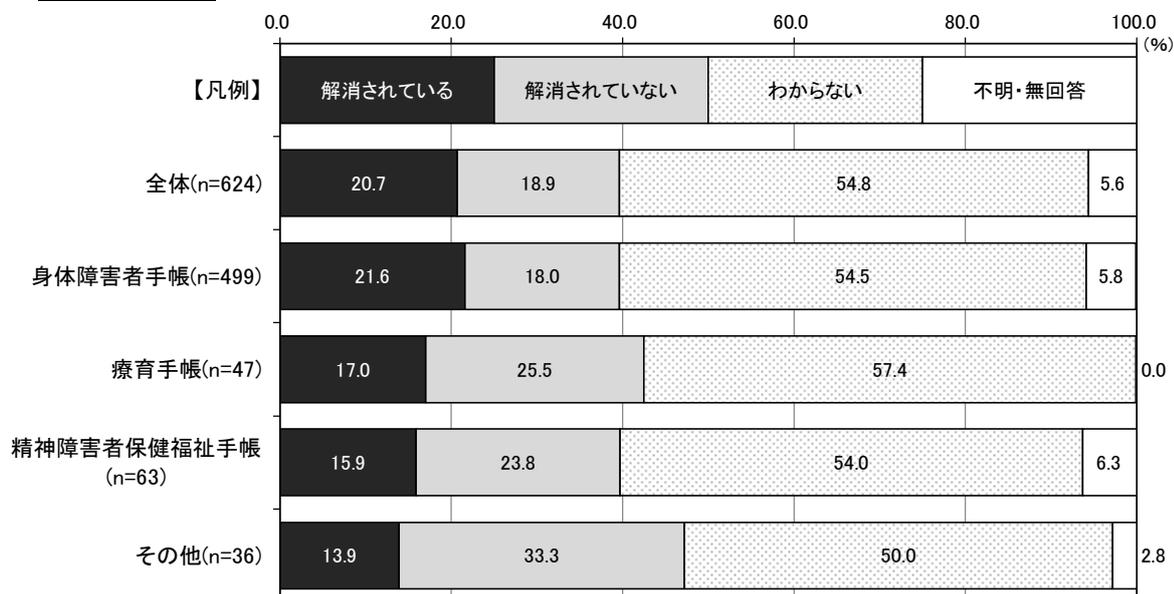
およそ5～10年前と比べて、障がいのある人に対する差別や偏見は解消されてきたと思うかについてみると、全体では「解消されている」が20.7%、「解消されていない」が18.9%となっています。

<地域の人の障がいに対する理解について（手帳別）>（単数回答）



<5～10年前と比べて、障がいのある人に対する差別や偏見は解消されてきたと思うか。>

（手帳別）>（単数回答）



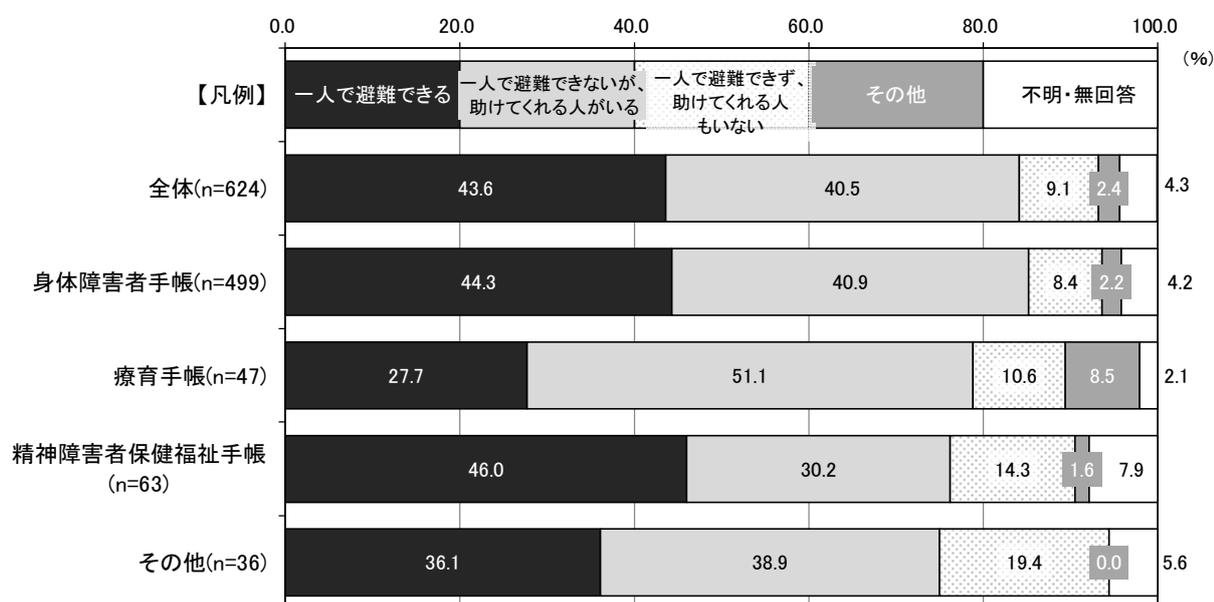
⑦ 災害時の対応について

■災害時に一人で避難できず、助けてくれる人もいない人が約1割となっています。また、災害時の「避難所での生活に不安」を抱えている人は約6割となっています。

災害時にあなたは一人で避難できるかどうかについてみると、全体では「一人で避難できる」が43.6%と最も高く、次いで「一人で避難できないが、助けてくれる人がいる」が40.5%となっています。

災害時に困ることについてみると、「避難所での生活が不安」が59.9%と最も高く、次いで「投薬や治療が受けられない」が49.8%、「安全なところまで迅速に避難できない」が42.8%となっています。

＜災害時にあなたは一人で避難できますか（手帳別）＞（単数回答）



＜災害時に困ること（上位5位抜粋）＞（複数回答）

順位	選択肢 (n=624)	割合
1	避難所での生活が不安	59.9%
2	投薬や治療が受けられない	49.8%
3	安全なところまで迅速に避難できない	42.8%
4	被害状況、避難場所などの情報が入手できない	22.0%
5	周囲とのコミュニケーションが取れない	20.4%

⑧ 就労について

■現在、正社員やパートタイム等の一般就労をしている人は16.0%となっており、療育手帳では福祉的就労の割合が他よりも高くなっています。また、働く場合の配慮として、「障がいに合わせて働き方ができること」や「職場内で、障がいに対する理解があること」へのニーズが高くなっています。

現在、どのような仕事をしているかについてみると、全体では「現在、仕事はしていない」が62.7%と最も高く、次いで「パートタイムやアルバイトとして働いている」が8.3%、「会社などで正社員・正職員として働いている」が7.7%となっています。

働く場合、どのような配慮を希望するかについてみると、全体では「特にない」が18.9%と最も高く、次いで「障がいに合わせて働き方ができること」が17.5%、「職場内で、障がいに対する理解があること」が16.8%となっています。

<現在、どのような仕事をしていますか（手帳別）>（単数回答）

		問26 現在、あなたはどのような仕事をしていますか。										
		合計	現在、仕事はしていない	会社などで正社員・正職員として働いている	パートタイムやアルバイトとして働いている	就労移行支援もしくは就労継続支援A型/B型を利用している	地域活動支援センターのサービスを利用している	自営業をしている	内職や自営業の手伝いをしている	わからない	その他	不明・無回答
上段:件数	下段:%											
全体	624	100.0	391	48	52	34	3	37	8	4	15	32
			62.7	7.7	8.3	5.4	0.5	5.9	1.3	0.6	2.4	5.1
手帳別	身体障害者手帳	499	338	38	32	10	2	34	7	-	11	27
		100.0	67.7	7.6	6.4	2.0	0.4	6.8	1.4	-	2.2	5.4
	療育手帳	47	10	5	10	16	1	-	-	1	1	3
		100.0	21.3	10.6	21.3	34.0	2.1	-	-	2.1	2.1	6.4
精神障害者保健福祉手帳	63	32	4	10	7	-	1	1	2	2	4	
	100.0	50.8	6.3	15.9	11.1	-	1.6	1.6	3.2	3.2	6.3	
その他	36	20	5	3	3	-	2	-	1	1	1	
	100.0	55.6	13.9	8.3	8.3	-	5.6	-	2.8	2.8	2.8	

<働く場合に希望する配慮（上位5位抜粋）>（複数回答）

順位	選択肢（n=624）	割合
1	特にない	18.9%
2	障がいに合わせて働き方ができること	17.5%
3	職場内で、障がいに対する理解があること	16.8%
4	仕事について相談する場所があること	11.5%
5	わからない	10.6%

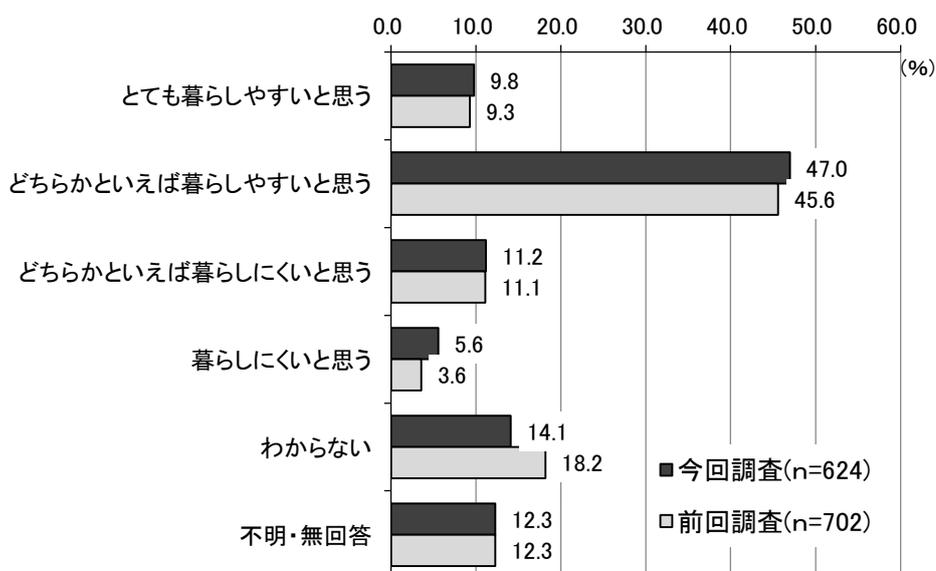
⑨ 市の障がい者施策について

■暮らしやすさを感じている人は、前回調査と同様に5割台半ばとなっています。また、暮らしやすいまちづくりのために希望することでは、「何でも相談できる窓口」や「福祉に関する情報提供」へのニーズが高くなっています。

観音寺市は暮らしやすいかどうかについてみると、全体では「どちらかといえば暮らしやすいと思う」が47.0%と最も高く、次いで「わからない」が14.1%、「どちらかといえば暮らしにくいと思う」が11.2%となっています。『暮らしやすいと思う（「とても暮らしやすいと思う」と「どちらかといえば暮らしやすいと思う」の合算）』では56.8%と半数以上となっています。

障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために、どのようなことを希望するかについてみると、全体では「何でも相談できる窓口」が46.5%と最も高く、次いで「福祉に関する情報提供」が20.4%、「在宅生活を支える福祉サービスの充実」が15.5%となっています。

＜観音寺市は暮らしやすいですか＞（単数回答）



＜障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために希望すること（上位5位抜粋）＞（複数回答）

順位	選択肢（n=624）	割合
1	何でも相談できる窓口	46.5%
2	福祉に関する情報提供	20.4%
3	在宅生活を支える福祉サービスの充実	15.5%
4	障がいのある人に対する医療の充実	12.2%
5	リハビリ、生活訓練などができる通所施設の充実	10.6%

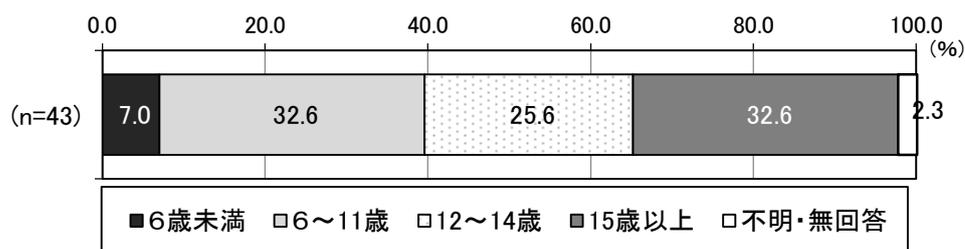
(2) 調査結果の抜粋（18歳未満）

① お子さんについて

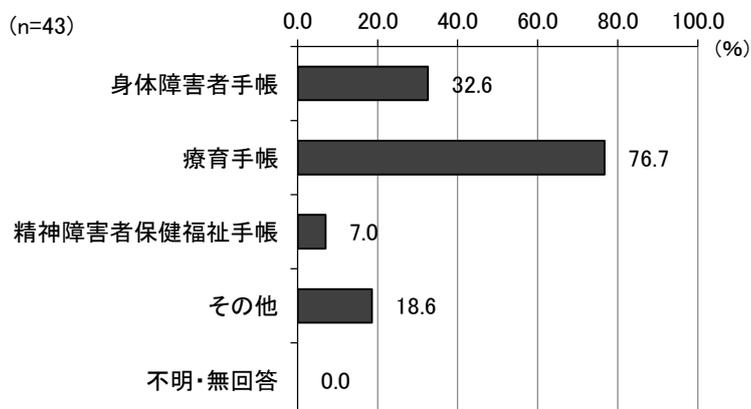
お子さんの年齢についてみると、「15歳以上」「6～11歳」が32.6%ともっとも高く、次いで「12～14歳」が25.6%、「6歳未満」が7.0%となっています。

お子さんがお持ちの手帳などについてみると、「療育手帳」が76.7%ともっとも高く、次いで「身体障害者手帳」が32.6%となっています。

<年齢>



<お持ちの手帳等の種類>

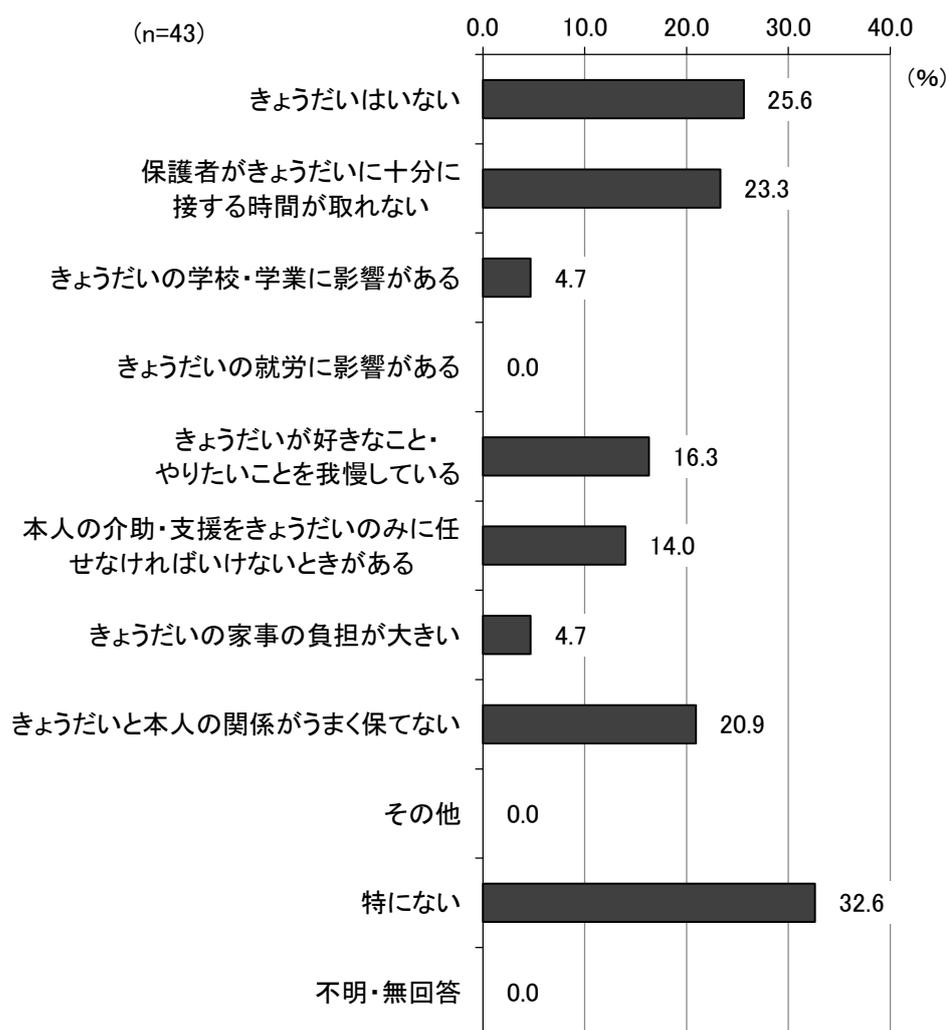


② きょうだい児に対する不安や困りごとについて

■きょうだい児に対する不安や困りごとでは、「特にない」が多くなっているものの、「十分に接する時間が取れない」「きょうだいと本人の関係がうまく保てない」で2割程の回答がありました。

お子さんの介助・支援に関連し、本人のきょうだい（兄弟・姉妹）についてどのような不安や困りごとがあるかについてみると、「特にない」が32.6%と最も高く、次いで「きょうだいはいない」が25.6%、「保護者がきょうだいに十分に接する時間が取れない」が23.3%、「きょうだいと本人の関係がうまく保てない」が20.9%となっています。

＜きょうだい児に対する不安や困りごと＞（複数回答）



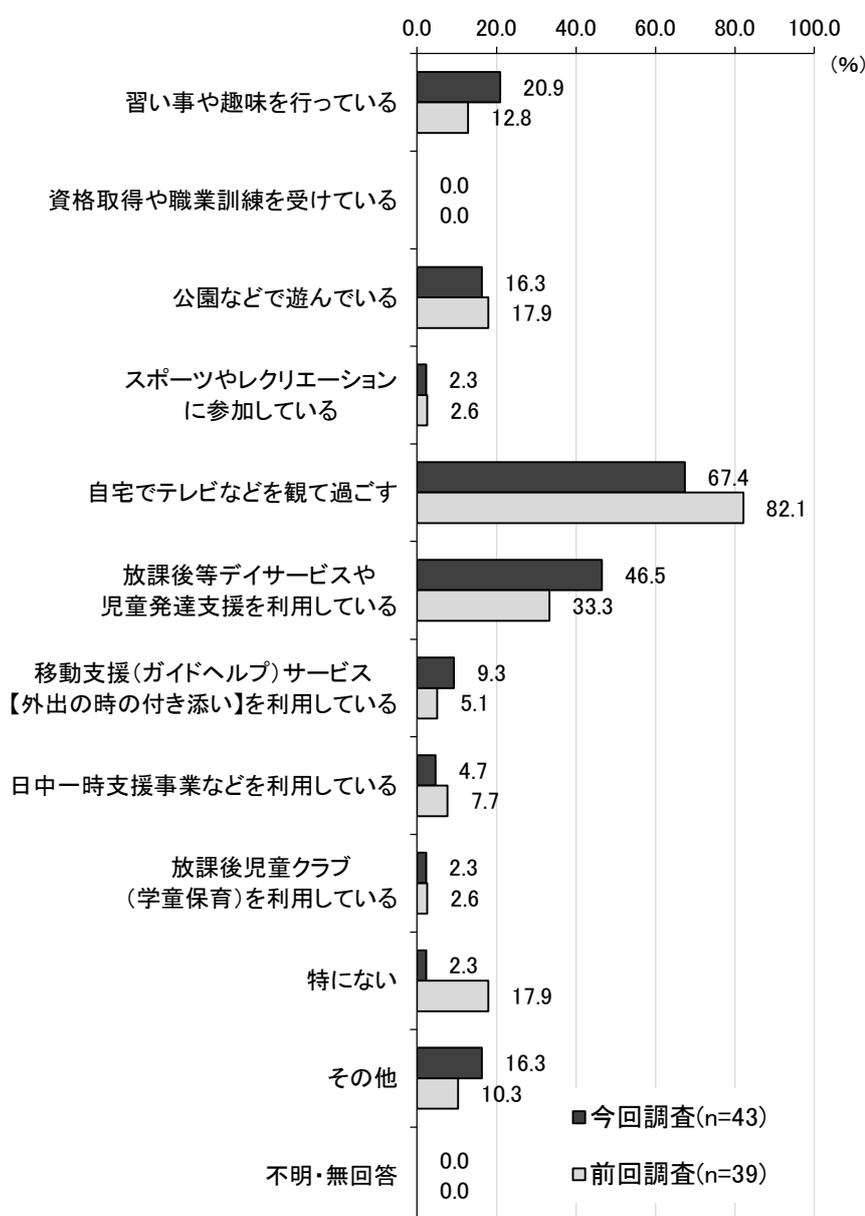
③ 長期休暇、放課後などの主な過ごし方について

■長期休暇や放課後などの過ごし方では、約7割近くが「自宅」で過ごしている一方で、「放課後等デイサービスや児童発達支援の利用」は、前回調査よりも増加しており、障害児福祉サービスの需要の増加が伺えます。

お子さんの長期休暇、放課後などの主な過ごし方についてみると、「自宅でテレビなどを観て過ごす」が67.4%と最も高く、次いで「放課後等デイサービスや児童発達支援を利用している」が46.5%、「習い事や趣味を行っている」が20.9%となっています。

前回調査結果と比較すると、「放課後等デイサービスや児童発達支援を利用している」が前回調査よりも増加しています。

<長期休暇、放課後などの主な過ごし方> (複数回答)

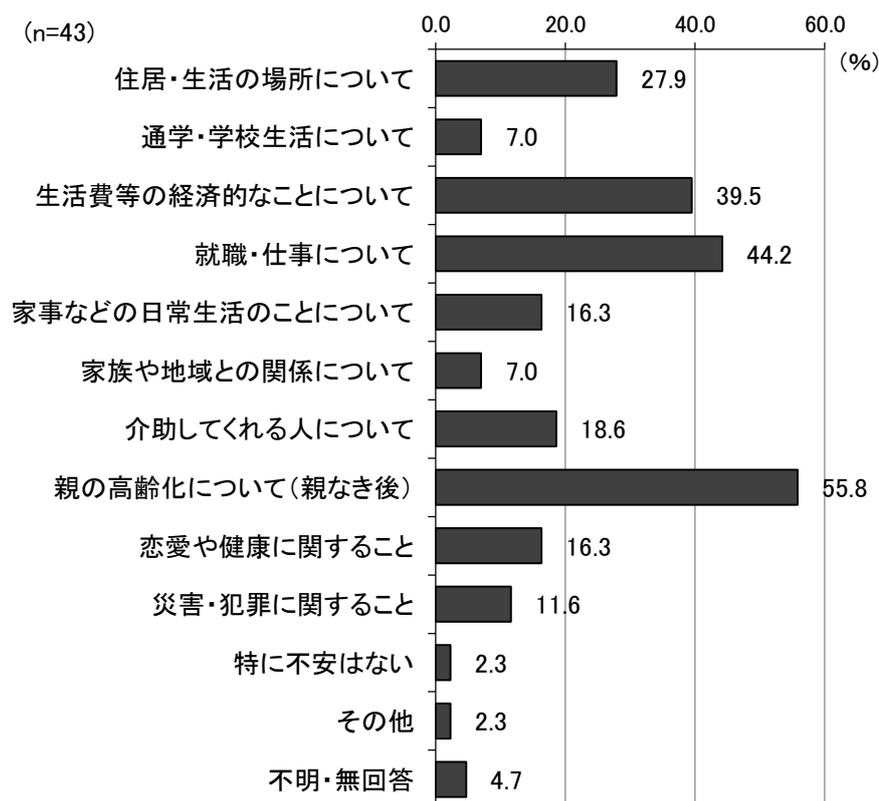


④ 将来特に不安に思うことについて

■親の高齢化(親なき後)への不安を抱える人は半数以上となっています。

お子さんの将来を考えて特に不安に思うことについてみると、「親の高齢化について(親なき後)」が55.8%と最も高く、次いで「就職・仕事について」が44.2%、「生活費等の経済的なことについて」が39.5%となっています。

＜お子さんの将来で特に不安に思うこと＞(複数回答)



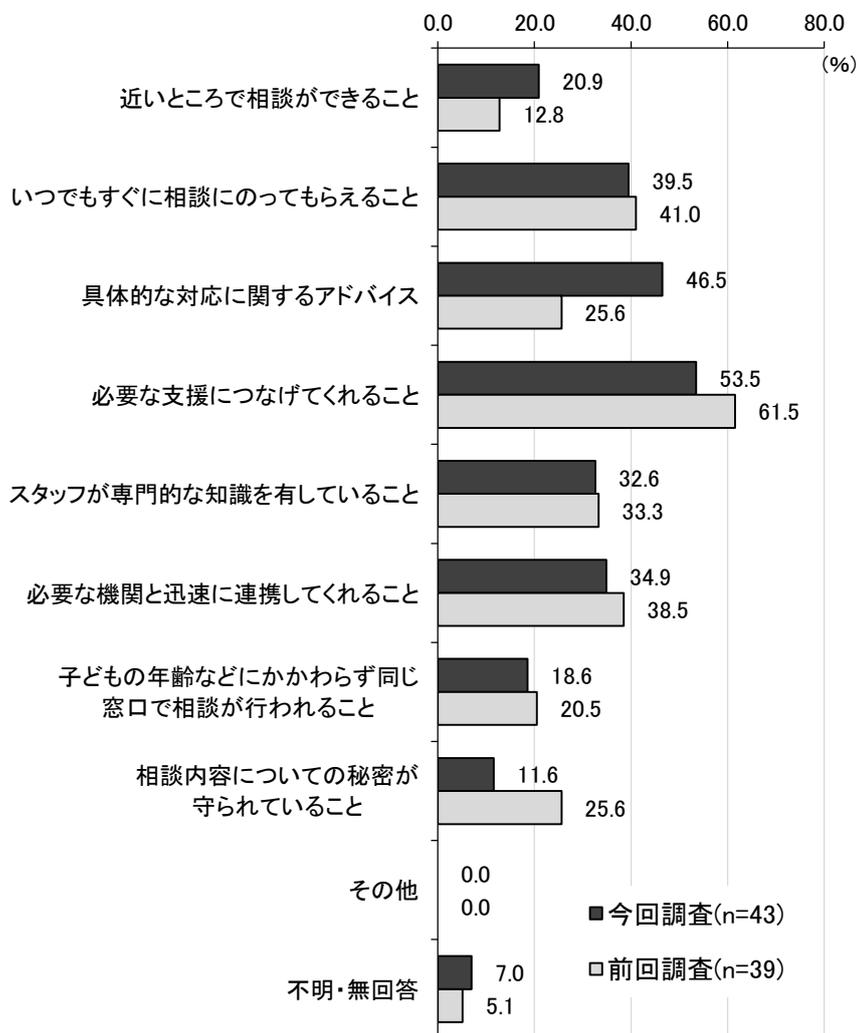
⑤ 相談機関について

■相談機関に期待することでは、「必要な支援につなげてくれること」が高く、また「具体的な対応に関するアドバイス」も前回よりも増加しています。相談機関による的確な支援を求めるニーズが伺えます。

相談機関に期待することについてみると、「必要な支援につなげてくれること」が53.5%と最も高く、次いで「具体的な対応に関するアドバイス」が46.5%、「いつでもすぐに相談にのってもらえること」が39.5%となっています。

前回調査結果と比較すると、「近いところで相談ができること」「具体的な対応に関するアドバイス」において、前回調査よりも増加しています。

＜相談機関に期待すること＞（複数回答）



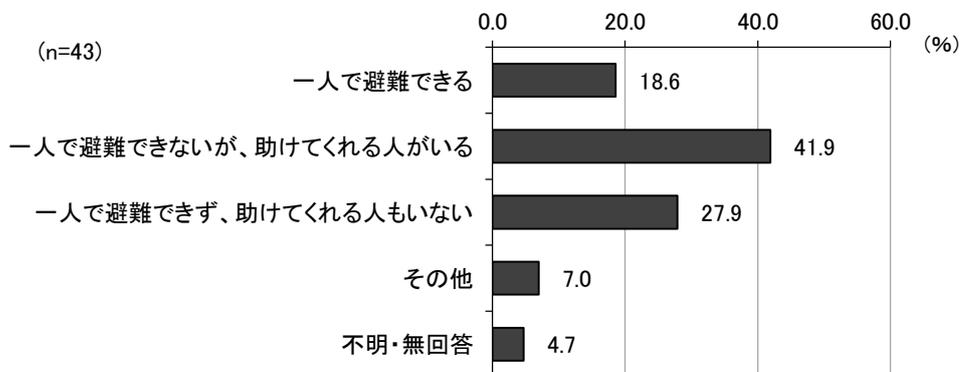
⑥ 災害時の対応について

■災害時に一人で避難できないお子さんが約8割。そのうち、約3割が「助けてくれる人もいない」となっています。また、障がい者同様、多くの方が災害時の避難所での生活に不安を抱えています。

お子さんは、火事や地震などの災害時に、一人で避難できるかどうかについてみると、「一人で避難できないが、助けてくれる人がいる」が41.9%、次いで「一人で避難できず、助けてくれる人もいない」が27.9%、「一人で避難できる」が18.6%となっています。

災害時に困ることはどのようなことかについてみると、「避難所での生活が不安」が76.7%ともっとも高く、次いで「安全なところまで迅速に避難できない」が51.2%、「周囲とのコミュニケーションが取れない」が41.9%となっています。

<災害時にお子さんは一人で避難できますか> (単数回答)



<災害時に困ること(上位5位抜粋)> (複数回答)

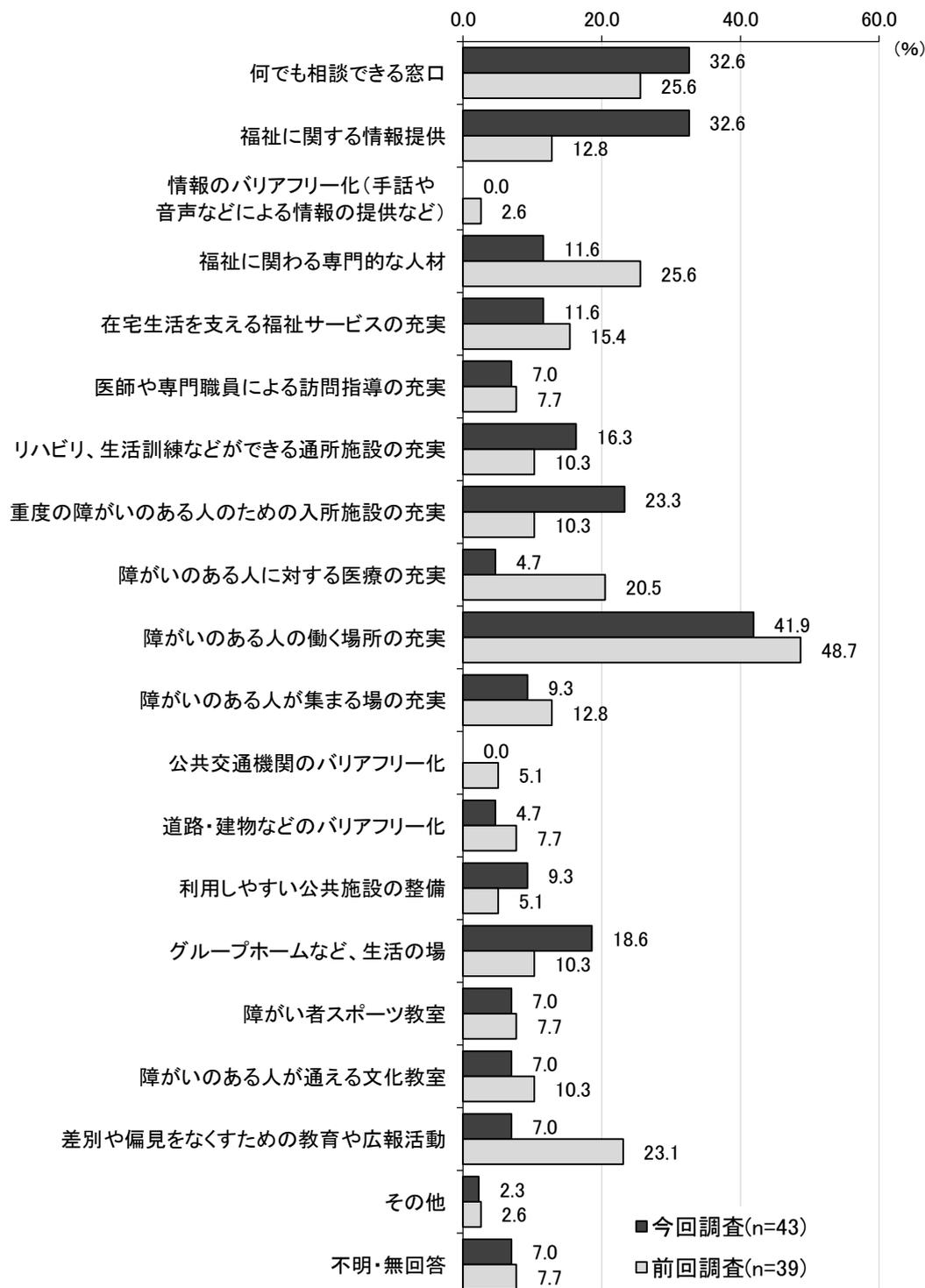
順位	選択肢 (n=43)	割合
1	避難所での生活が不安	76.7%
2	安全なところまで迅速に避難できない	51.2%
3	周囲とのコミュニケーションが取れない	41.9%
4	投薬や治療が受けられない	27.9%
	救助を求めることができない	

⑦ 市の障がい者施策について

■障がいのある人が暮らしやすいまちづくりのために、「障がいのある人の働く場所の充実」がもっとも高く、「相談窓口」や「福祉に関する情報提供」「重度の障がいのある人のための入所施設の充実」も前回調査よりも増加しています。

障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために希望することについてみると、「障がいのある人の働く場所の充実」が41.9%ともっとも高く、次いで「何でも相談できる窓口」「福祉に関する情報提供」が32.6%、「重度の障がいのある人のための入所施設の充実」が23.3%となっています。

<障がいのある人にとって暮らしやすいまちづくりのために希望すること> (複数回答)



4 事業所アンケートの調査結果

(1) サービスの提供体制について

① 利用者からの依頼に対して、受け入れ(サービス提供)ができなかったサービスと理由

サービスの種類		理由
放課後等デイサービス	3件	希望される時間帯(又は時期)に利用が集中し、依頼時には定員に達していた(2件)
		事業所だけでは対応できない困難ケースだった(障がい種別、障がい程度など)(1件)
		新規契約者を受け入れる余裕がなかった(職員体制など)(2件)
児童発達支援	1件	新規契約者を受け入れる余裕がなかった(職員体制など)(1件)
就労継続支援B型	2件	事業所だけでは対応できない困難ケースだった(障がい種別、障がい程度など)。暴力行為(1件)
		利用日数や施設外作業が同意してもらえない(1件)
共同生活援助	1件	事業所だけでは対応できない困難ケースだった(障がい種別、障がい程度など)(1件)
短期入所	2件	希望される時間帯(又は時期)に利用が集中し、依頼時には定員に達していた(2件)
		事業所だけでは対応できない困難ケースだった(障がい種別、障がい程度など)(1件)
施設入所支援	2件	新規契約者を受け入れる余裕がなかった(職員体制など)(1件)
		事業所だけでは対応できない困難ケースだった(障がい種別、障がい程度など)(1件)
生活介護	2件	新規契約者を受け入れる余裕がなかった(職員体制など)(1件)
		遠方のため送迎が行えなかった(1件)
訪問介護	1件	希望される時間帯(又は時期)に利用が集中し、依頼時には定員に達していた(1件)
		新規契約者を受け入れる余裕がなかった(職員体制など)(1件)
居宅介護	1件	土日や朝のサービス依頼が多いが、その時間勤務してくださるヘルパーが限られているため、受けることができないことが多い(1件)

② 提供するサービスの質の向上に向けた課題(上位5位)

課題	件数
職員の資質向上	11件
職員応募者数が少ない	9件
事務作業の負担軽減	8件
専門性の高いニーズへの対応	6件
採算性の確保	
住民の障がいに対する理解促進	

(2) 福祉人材の確保や育成のために必要な取り組み

就労環境について
<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援費を増やしてほしい。赤字続きで人件費を確保できない。 ・ 年功序列で年内間の考え方にとらわれすぎている、最新の考え方を取り入れるべき。 ・ 離職率が高い現状がある。原因の1つに給料面の低さを指摘する声もあり、長く勤めてもらえるよう給料面のアップが図れる環境は必要になってくる。
多様な人材の受け入れ
<ul style="list-style-type: none"> ・ 外国人でも仕事ができるならぜひ受け入れたい。
職員の資質向上のための研修制度や資格取得支援
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービス管理責任者の確保や資格取得までの内容が厳しすぎる。要件緩和してほしい。 ・ 地域での専門性を高める研修を増やす。 ・ 非常勤職員が研修を受ける際の柔軟な人員確保による既定の緩和を行う。 ・ 障がい者分野の資格保有者が少ないため、資格取得に対する給付金支給を行う。 ・ 資格取得者の給料への反映と資格を活かした業務内容に反映する。 ・ 離職が発生すると残ったスタッフの負担が増えるため、仕事に生活がふり回されるケースも出てくると考えられる。福祉関係での資格取得の機会の増加と周知が広まれば資格をとって就職を考える人も増えるのではないか。
地域の学校（小・中・高）と連携した福祉教育や体験活動
<ul style="list-style-type: none"> ・ 福祉に関心を持ってもらい、もう少し身近なことだと理解してもらいたい。また、困った時に相談できることや利用できる制度も周知が必要。 ・ 学校が放課後等デイサービスについての正しい理解を持つ。 ・ 地域の学校で利用者の在学中の行動、困っていることなどの情報共有を今以上に密にする必要がある。 ・ 福祉教育の前に「大人」にもそういった考える場所の提供が必要。 ・ 小・中・高への啓発（道徳教育）活動を市内の施設職員がチームで行う。
福祉サービス提供手法の改善（ICT※等の活用を含む）
<ul style="list-style-type: none"> ・ ICTの活用により時間のロスを減らしたい。 ・ 紙ベースの記録保管からデジタル保管の変更について、監査で紙ベースの書類を求められることが多く、どのタイミングでどのように取り入れたらいいのか迷う。徐々に変更しているが、紙ベースで保管しないといけないもののほうが現在のところ多い。

その他
<ul style="list-style-type: none"> ・事務作業が多く、職員研修の計画などが後まわしになりつづけ、改善が難しい。障がいも介護保険も複雑すぎる。処遇改善をやめて報酬を上げるべき。 ・市が中心となり、若手の職員のネットワーク作りが必要。

(3) 相談支援体制や情報提供についての課題

回答内容
<ul style="list-style-type: none"> ・相談事業所が少ない。相談支援員にも処遇改善費が必要。 ・支援学校との連携はとりやすいが、支援学級（とくに学校送迎のない児童）との連携のとりづらさを感じる。情報の共有ができることで、よりよい支援に繋がられるのではないかと思う。 ・相談支援員が不足している。 ・ワンストップで相談ができる場があれば利用希望の方の相談が受けやすいと感じる。 ・障がい者1人に相談員を複数人対応できるようにしたほうがよいと思う。 ・法律が変わらないと苦しい。入居者の方に落ち度は無く、御家族からの苦情に適した体制があればいいと思う。 ・行動支援、移動支援、短期入所、グループホームなどについての利用の仕組みが知りたい。福祉サービスの一覧表がほしい。利用者さんのためのどんなサービスがあるかを知りたい。 ・相談員側からもこまめに状況確認の電話をいただいております、現在とれている連携を今後もしっかり続けていきたい。

(4) 暮らしやすいまちづくりのために希望すること

項目（上位5位）	件数
障がいのある人の働く場所の充実	13件
福祉に関する情報提供	11件
何でも相談できる窓口	10件
福祉に関わる専門的な人材	
障がいのある人が集まる場の充実	8件

5 障がい者計画の取り組み状況と今後の課題

(1) 地域の生活を支える生活支援の充実

<p>取り組み状況</p>	<p>【総合的な相談支援体制の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> 相談支援事業については、障がい種別ごとに専門員を有する社会福祉法人などに委託して行っています。市に寄せられた相談については、本人の置かれている環境や状況、希望を聞き取り、必要に応じて福祉サービスの情報提供を行っています。 平成 30 年度より臨床心理士による発達障がいに関する相談を開始し、切れ目ない支援を行っています。 <p>【地域生活を支えるサービスの充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 三観地域自立支援協議会で議論を行い、地域生活支援拠点の機能充実に向けた整備について検討を行っています。 各種医療費助成制度に関しては、医療機関の協力のもと申請・制度利用の周知を行っています。 <p>【地域福祉活動の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 障がい者関係団体の活動支援として、毎月開催されるひまわりの会（精神障がい者の家族会）に情報提供や情報共有等、自立への助言を行っています。 <p>【地域の保健・医療体制の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> 母子保健事業においては、妊婦一般健康診査等の実施及び乳幼児健康診査を実施し、病気の早期発見に向けた取り組みを行っています。 特定健診の受診勧奨を行い、健診事後指導、相談、教育、健診、訪問等を通じて疾病予防、疾病の早期発見、重症化予防に取り組んでいます。
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶相談件数や障がい福祉サービスの利用者は年々増加していますが、相談支援専門員の数は一定数のまま増えていないので、専門員の負担が増えており、負担軽減策が必要です。 ▶福祉人材の確保に関しては、人材確保については十分な状況ではありません。各機関との連携を強化し、引き続き人材確保を目指していく必要があります。 ▶今後も圏域内の課題を解決していけるよう、関係機関が連携した体制づくりが必要です。 ▶さまざまなボランティア活動の参加者との交流が図れる機会の確保とともに、障がいのある人自身がボランティア活動に参加するための場づくり等、引き続き検討が必要です。

(2) 切れ目のない障がい児支援

<p>取り組み状況</p>	<p>【療育支援の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度に三観地域自立支援協議会にて、医療的ケア部会準備会から医療的ケア部会を立ち上げるなど、今まで以上に医療的ケア児が適切な保健医療サービス及び福祉サービスを受けながら日常生活及び社会生活を営むことができるように障がい児支援体制の充実を行っています。 専門の講師を迎え、保育士全体への研修を実施するとともに、加配職員向けの研修会も行っています。また、臨床心理士と保健師が各施設を訪問し、子どもの様子を見ながら必要な支援や関係機関との連携について話し合いを行っています。 <p>【個性や特性に応じた教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> 三観地区教育支援委員会において、障がいのある幼児・児童・生徒がもっとも適切な教育環境の中で教育を受けることができるよう、子どもたちの実態把握や就学指導検査の実施、就学指導講習、就学指導に関する会議の開催などの就学指導を行っています。 障がいのある幼児・児童・生徒、一人ひとりの教育的ニーズに応じた教育を行うことができるよう、特別支援教育コーディネーター*を配置し、市内すべての小・中学校において個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成しています。 観音寺小学校内に「言語障がい」、常磐小学校、柞田小学校、大野原小学校、中部中学校の4校内に「発達障がい」のある児童生徒を対象にした通級指導教室を開設し、支援が必要な児童生徒のために、教育相談や継続指導を行っています。
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶障がいのある子どもに加配保育士を配置し統合保育*の充実に努めていますが、障がい児の増加に伴い個々の子どもの状態に応じた加配保育士の配置が十分ではありません。保育士を確保し、さらなる保育体制の充実を図る必要があります ▶新しい放課後等デイサービス事業所が開設されても、すぐに定員が埋まってしまうため、引き続き、必要数の充足に向けた増設が必要です。 ▶特別支援教育*に関して、より効果的な支援を行うことができるよう、管理職や特別支援教育コーディネーターを中心に、「チームとしての学校」の支援体制を整えておく必要があります。 ▶通常の学級においても、障がいのある児童生徒のみならず教育上特別の支援を必要とする児童生徒が在籍している可能性があります。すべての教職員が特別支援教育の目的や意義について十分な理解を促す取り組みが必要です。

(3) 差別の解消及び権利擁護の推進

<p>取り組み状況</p>	<p>【差別の解消と権利擁護の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 28 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」を受け、同年 6 月に三観地域差別解消支援地域協議会を立ち上げ、障がい者関係団体のほか、商工会や民生委員協議会、自治会連合会の代表者を会員に加え、あらゆる分野に対して、障がい者差別に関する正しい理解の促進を図っています。 ・令和 4 年度に観音寺市権利擁護センターを設置し、社会福祉協議会と連携しながら、成年後見制度の相談等、支援体制の充実と制度利用促進を行っています。 <p>【意思疎通支援の充実】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手話言語条例とコミュニケーション条例の周知を目的に、「手話で話そう」ポスター・職員用手話マニュアルの作成、コミュニケーションボードの設置を行っています。 ・新型コロナウイルス感染症の対策を兼ね、遠隔手話通訳の派遣を行っています。 <p>【行政サービスなどにおける配慮の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市職員を対象に、障がいや障がいのある人に対する理解促進を図るための研修会（手話研修）を行っています。 ・障害者差別解消法や国の基本指針などを踏まえ、市の職員対応要領に基づき、行政機関において広く合理的配慮[*]を提供するため、職員対応要領の作成と体制整備を行っています。
<p>今後の課題</p>	<p>▶虐待防止に向け、関連事業所等からの通報がしやすい体制をとっていますが、今後は民生委員・児童委員や関係機関、地域の見守り活動等とのさらなる連携強化を図る必要があります。</p>

(4) 社会参加の拡充

<p>取り組み状況</p>	<p>【雇用、就労の促進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所への普及啓蒙活動として、商工会等へ啓発パンフレットを配布し、理解の啓発を行うとともに、事業者への障がい者雇用促進について理解や協力を求めています。 ・市内の障害者就業・生活支援センター[*]と連携しながら、障がい者の就労支援に努めるとともに、支援学校の進路説明会に出向き相談にに応じています。 ・障害者優先調達に関し、ホームページや広報への掲載周知のほか、毎週水曜日に市役所ロビーにおける販売を行っています。 <p>【文化芸術活動、スポーツ等の振興】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ファミリースポーツ教室では、スポーツ推進委員連絡協議会と連携を図り、障がいのある人（家族）にニュースポーツ体験の指導を行っています。 ・スポーツ振興としてわくわくスポーツ教室を開催、文化芸術活動の促進においては、年1回身体障害者協会が開催する障がい者作品展の支援を行っています。
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶就労環境の整備に対する企業や雇用主への直接的な働きかけにはつながっておらず、今後はハローワークなどと連携をとりながら、さらなる啓発を行っていく必要があります。 ▶新型コロナウイルス感染症の影響により、交流の機会を制限せざるをえない状況でした。今後は、感染症対策には留意しながら事業再開を図っていくことが必要です。

(5) 安全・安心なまちづくり

<p>取り組み状況</p>	<p>【生活環境の整備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の新設や大規模改修時には、バリアフリー[*]化を考慮した設計を行っています。 <p>【情報アクセシビリティの向上】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報紙については、読みやすいUDフォントを採用し、色を多用した表現をせず、使用するイラストは性別や年齢、人種等の固定イメージを増長しないよう配慮した選定を行っています。 ・ 聴覚障がい者への問い合わせに対応できるよう、FAX やメールアドレスを各記事に掲載しています。 <p>【災害や犯罪などの防止、軽減対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難行動要支援者[*]制度に関しては、平成 30 年に個別計画を策定し、令和 4 年度に更新を行っています。 ・ 平成 30 年に観音寺市避難所運営マニュアルを作成し、要配慮者支援の業務についても定めています。 ・ 香川県西讃県民センターと連携した消費生活相談を行っており、広報紙等にて消費者トラブルや被害の未然防止につながる啓発活動を行っています。
<p>今後の課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 民間事業者へ「バリアフリー法」の周知が十分ではないため、誰でも利用しやすい施設づくりや街づくりに努めるように広報、啓発を行っていく必要があります。 ▶ ボランティア団体の協力を得て毎月声の広報を配布していますが、障がいの特性に合った情報提供手段については今後も検討・実施していく必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障害者基本法は、すべての人が障がいの有無によって分け隔てられることなく、地域や職場、学校など日常生活のあらゆる場面で合理的な配慮や必要な支援のもと、ともに支え合う「共生社会」の実現を求めています。

そのため本市では、障がいの有無やそれぞれの違いを越えて、すべての生活者を前提としたものづくりや環境づくりを進め、障がいのある人が、住み慣れた地域でその能力を最大限に発揮しながら、自立した生活を送れる観音寺市を目指し、「ともに暮らし 自立し 社会参加できるまち」を計画の基本理念に掲げてきました。

本計画でも引き続きこの基本理念を継承し、障がいのある人の暮らしを支援します。

ともに暮らし 自立し
社会参加できるまち



2 基本的な視点

計画の基本理念を実現するため、障がいのある人を取り巻く状況等を踏まえ、以下の基本的な視点に立ち、各種施策の充実を図ります。

視点

1 一人ひとりのライフステージに応じた総合的な支援

障がいのある人が住み慣れた地域で、自分らしい生活を送るために、乳幼児期から高齢期に至るまでの各ライフステージ*に応じた一貫した支援体制を整備することが求められています。一人ひとり異なる状況に合わせて切れ目なくサポートを提供していくため、こうした支援体制を整備するにあたり、保健、医療、福祉、教育などの関係機関が連携して課題の解決を図り、利用者が望む生活の実現を支援していくことが必要です。

また、発達支援が必要な子どもや障がいのある子どもの早期発見・支援を行っていくために、広く情報の発信と相談先の認知を広めることも重要です。

視点

2 相互理解と尊重し合う社会の実現

平成28年4月に施行された「障害者差別解消法」を受け、地域で暮らす障がいのある人となない人との互いの心の隔たりを埋め、互いにその人らしさを認め合い、ともに生きる社会「共生社会」をつくることが求められています。

また、障がいや障がいのある人に限らず、多様性*を認め合える地域づくりを進めるため、啓発活動などの取り組みを推進していくことも重要です。

視点

3 障がいに関わらず誰もが活躍できる場の創出

「働く」ことは社会的・経済的自立を促すものであるとともに、社会参加や生きがいにつながります。就労を通じて、障がいのある人がその特性や能力を活かして、社会に幅広く参画できる環境整備が必要です。

一人ひとりの能力や個性に合わせた就労支援を行うために、関係機関との連携を一層進め、新規就労や就労定着に向けた支援を継続するとともに、就労継続支援施設等との連携を図り、さらなる就労機会の創出を行うことが求められています。

3 基本目標

1 地域における自立した生活への支援強化

障がいのある人の地域生活の支援充実を図るため、関係機関と連携し、障害福祉サービスの提供体制や相談支援体制の充実、地域福祉活動の推進、保健・医療の充実などを進めながら、地域社会全体でサポート体制の構築に努めます。

2 切れ目のない障がい児支援

就学前から就学後、卒業後までを見据え、関係機関の連携のもと、相談・保育・療育・特別支援教育など、切れ目のない伴走型の支援^{*}の推進に取り組みます。

3 障がいに対する理解と配慮の促進

障がいのある人や障がいについての正しい理解を深め、差別や偏見のない社会の実現を目指します。また、障がいを理由とする困難さを取り除くことができるよう、障がいのある人それぞれの視点に立った合理的配慮の提供、権利擁護の推進、意思疎通支援の向上などに取り組みます。

4 多様な社会参加の拡充

障がいのある人の就労の促進に向けて、関係機関と連携し、一人ひとりの状況や希望に応じた働き方を叶えるため多様な就労機会の確保や就労後の定着に向けた支援等を推進します。

また、障がいの有無に関わらず、個人の希望に応じて文化芸術活動やスポーツ活動、生涯学習等の多様な社会参加へ参画することができる基盤の整備に取り組みます。

5 安全・安心なまちづくり

障がいの有無に関わらず、誰もが安心して暮らせるようにバリアフリーのまちづくりを推進します。また、障がいのある人を災害や犯罪から守るため、関係機関との連携を強化し、地域ぐるみで支援する体制を整備します。

4 施策の展開

基本
理念

ともに暮らし 自立し 社会参加できるまち

<基本的な視点>

- 1 一人ひとりのライフステージに応じた総合的な支援
- 2 相互理解と尊重し合う社会の実現
- 3 障がいに関わらず誰もが活躍できる場の創出

理念実現に向けた基本目標

1 地域における自立した生活への支援強化

2 切れ目のない障がい児支援

3 障がいに対する理解と配慮の促進

4 多様な社会参加の拡充

5 安全・安心なまちづくり

目標達成のための取り組みの方向

- (1)総合的な相談支援体制の整備
- (2)地域生活を支えるサービスの充実
- (3)地域福祉活動の推進
- (4)地域の保健・医療体制の充実

- (1)保育や療育に係る体制の充実
- (2)インクルーシブ教育の充実
- (3)一貫した支援体制の強化

- (1)差別の解消と権利擁護の推進
- (2)情報取得や意思疎通に関する支援の充実
- (3)行政サービスなどにおける配慮の推進

- (1)雇用、就労の促進
- (2)生涯学習、文化芸術活動、スポーツ等の振興
- (3)交流、外出支援の充実

- (1)生活環境の整備
- (2)住まいの確保
- (3)災害や犯罪などの防止、軽減対策

第4章 障がい者計画

1 地域における自立した生活への支援強化

(1) 総合的な相談支援体制の整備

施策の方向

- 障がいの種別や障がいのある人それぞれの状況に応じた適切な相談支援を提供するため、関係機関等と連携した総合的な相談支援体制の充実に努めます。
- 相談窓口や各種相談に関する周知により、利用者の円滑なサービス利用につなげます。

① 相談支援体制の充実・強化

主な取り組み

取り組み	概要
相談支援事業の充実	障がいのある人やその家族からの総合的で専門的な相談に応じるため、相談者の年齢や障がいの種類や程度など、一人ひとりの状況やライフステージに応じた支援や本人が希望するライフスタイルなどへの対応を充実させるとともに、相談支援事業所との連携を強化し、相談支援体制の充実に目指します。
相談窓口の周知	市が実施する相談窓口や地域で活動する身体障害者相談員 [*] 、知的障害者相談員 [*] の周知、活用に向けて、市の広報紙やホームページを利用した情報提供の充実に努めます。
サービス等利用計画の質の向上	市が指定している指定特定相談支援事業所 [*] に対しては、必要に応じて指導監査を実施し、サービス等利用計画の作成を含めた事業の点検を行い、不十分な部分について、文書指導を行います。 指導監査を継続していくとともに、普段から市へ提出されたサービス等利用計画の点検を十分に行います。
発達障がいのある人に対する支援	市が実施する臨床心理士による発達障がいに関する相談や香川県発達障害者支援センター「アルプスカがわ」と連携し、発達障がいのある人に対するさらなる支援体制の充実に努めます。

(2) 地域生活を支えるサービスの充実

施策の方向

- 障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して自立した生活を送ることができるよう、障がいのある人やその家族の多様なニーズに対応した障害福祉サービスの充実に努めます。
- 障がい福祉分野における ICT の活用や家族介護者への支援を充実させることで、介護に関わる人への負担を軽減し、持続可能な支援に向けた環境整備に努めます。
- 福祉年金や各種手当、税の控除や減免等の各種福祉制度について、市の広報紙やホームページでその周知を図り、障がいのある人への情報提供に努めます。

① 障害福祉サービスなどの充実

主な取り組み

取り組み	概要
障害福祉サービス等の提供体制の充実	<p>障がいのある人の住み慣れた地域での生活や社会参加、日中活動を支援するため、当事者の自己選択と自己決定を尊重しながら障害福祉サービス、地域生活支援事業の提供体制の充実に努めます。</p> <p>障害福祉サービス事業所と連携し、市内で不足しているサービスや利用者のニーズの把握を継続的に行い、必要なサービスの質と量の確保に努めます。</p> <p>また、感染症発生時においても障害福祉サービスを継続利用できるよう、障害福祉サービス事業所や保健所等の関係機関と連携を図ります。</p>
福祉人材の確保・定着への支援	<p>障害福祉サービスの担い手となる支援人材の確保と資質の向上について、三観地域自立支援協議会、市内事業者、国や県、ハローワークや学校等の関係機関と連携して取り組みます。</p> <p>障がい福祉分野の ICT 化やロボット導入等の促進に関する国や県の支援制度や助成等の情報提供を行い、福祉現場の負担軽減による人材定着に向けた支援につなげます。</p>
家族介護者への支援	<p>障がいのある人を介護する家族の負担軽減を図るとともに、レスパイト（休息）目的の短期入所が適切に利用できるよう、事業所等とも連携し、供給体制の充実に努めます。</p>

取り組み	概要
地域生活支援拠点等 [※] の機能充実	<p>地域生活支援拠点等については、地域における居住支援として、障害保健福祉圏域における障害福祉施設及び障害福祉サービスを提供している事業所等の既存の地域資源を活用した面的整備型として運用します。</p> <p>また、地域のニーズや課題に応じた必要な機能の水準や充足について継続的に検討し、地域生活支援拠点における機能の充実を図ります。</p>

② 経済的支援の充実

主な取り組み

取り組み	概要
各種手当の支給	障がいのある人及び家族の経済的負担を軽減するため、国や県の動向を勘案しながら、各種手当の充実を図ります。
補装具費の支給	障がいのある人の機能障がいを補い、日常生活能力の向上を図るため、補装具の購入や修理に係る費用の支給を充実します。
各種医療費助成制度の周知	心身の障がいを除去、軽減するための医療については、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度をはじめ、各種医療費助成制度の周知を行い、適切な利用促進に努めます。

(3) 地域福祉活動の推進

施策の方向

- ・ 地域で支え合う社会の実現に向けて、障がいのある人を支える地域福祉活動、ボランティア活動等の育成・支援を行います。

① 地域福祉活動の推進

主な取り組み

取り組み	概要
ボランティア活動の活性化	社会福祉協議会との連携を密に行い、ボランティアニーズの把握に努めるとともに、ボランティアコーディネーターの養成やボランティア団体の交流の促進に取り組みます。
コミュニティソーシャルワーカー [*] の育成	生活課題を抱えた障がいのある人等を支えるためのシステムは、人材の確保と併せ、活動において中心的な役割を担う人が必要です。そこで、中心的な役割を担うリーダーやキーパーソンを育成するため、専門的な研修等の充実を図ります。
障がいのある人の社会貢献活動の支援	障がいのある人自身がボランティア活動に参加できるよう、機会の創出を図り、障がいのある人の地域活動を促進するとともに、さまざまなボランティア活動参加者との交流が図れる機会の確保に努めます。

② 障がい者関係団体への支援

主な取り組み

取り組み	概要
障がい者関係団体の活動への支援	障がい者団体、家族会等が行う自主的な活動に対し、活動場所や情報の提供等を通じ、団体の主体性を尊重した活動支援を行います。

(4) 地域の保健・医療体制の充実

施策の方向

- 健康診査や日頃の健康づくりのための健康教育、健康相談等を充実します。
- こころの健康づくりの推進や精神障がいのある人への支援拡充等、精神保健福祉の充実を図ります。
- 地域における医療体制やリハビリテーション体制、精神保健福祉の推進を図り、安心して暮らせる支援体制を目指します。

① 健康づくりの推進

主な取り組み

取り組み	概要
母子保健事業の充実	妊婦一般健康診査等を実施し、妊娠中の異常の早期発見、妊婦の健康の保持増進に努めます。 3か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施し、障がいの早期発見、早期療育につなげるとともに、乳幼児相談などの実施により育児不安のある保護者の支援を行います。
特定健診の充実	特定健診の受診勧奨や健診事後の指導によって、相談、教育、健診、訪問等を通じた疾病予防、疾病の早期発見、重症化予防に取り組めます。
健康の保持と増進	一人ひとりの生涯にわたる健康的な生活の実現を図るため、「元気印のかんおんじ21 第3次ヘルスプラン」に基づき、市民と行政が一体となった健康づくりの推進に努めます。

② 精神保健福祉施策の充実

主な取り組み

取り組み	概要
こころの健康づくりの推進	青少年期や妊娠期からのこころの健康づくりを進め、家庭や地域のつながりを大切にしながら、健全な情緒や社会性の発達を支援するとともに、精神的なストレスをため込むことなく解消できるよう、家庭や学校、地域におけるこころの健康づくりを支援します。
自殺予防対策の推進	こころの健康相談を通じた啓発活動を実施し、自尊感情の醸成を支援します。 「観音寺市自殺対策計画」に基づき、地域における自殺対策の推進に努めます。

③ 医療とリハビリテーションの充実

主な取り組み

取り組み	概要
医療とリハビリテーションの推進	症状や状況に応じた治療、障がいの実態に合ったリハビリテーション等が適切に受けられるよう、医師会や市内の医療機関との連携を図り、広域的な医療体制の整備に努めます。
保健、医療、福祉のネットワークづくり	市民に対し身近な診療体制が提供されるよう、関係機関と協議しながら保健、医療、福祉のネットワークづくりに努めます。また、効果的な医療機関情報の提供方法について検討します。

2 切れ目のない障がい児支援

(1) 保育や療育に係る体制の充実

施策の方向

- 一人ひとりの子どもや保護者の状況に応じた支援が受けられるよう、療育と発達支援の充実に取り組みます。
- 障がいや疾病の早期発見、発達に課題のある子どもの早期治療・早期療育につなげます。
- 障がいの有無に関わらず、子どもの放課後の居場所を確保することで、障がい児の健全育成と保護者の負担軽減を図ります。

① 早期療育体制の充実

主な取り組み

取り組み	概要
親子教室の充実	1歳6か月児健康診査及び3歳児健康診査後の相談において、発達の遅れの疑いのある幼児と保護者に対して、将来の集団参加に備えての準備と保護者支援を目的とする親子教室の充実に努めます。

② 障がい児保育の充実

主な取り組み

取り組み	概要
統合保育の充実	障がいのある子どものうち、障がいの状況により健常児との集団保育が必要とされる子どもを保育所等で受け入れるために、加配保育士の確保に努め、さらなる統合保育の充実に努めます。
保育士等の資質の向上	保育士の資質の向上を図るために、市内の保育所等の職員を対象に統合保育に関連した研修会や学習会を開催します。また、臨床心理士や保健師による各施設への巡回相談の機会を活用し、必要な支援についての協議や連携強化を図り、よりよい保育を目指します。

③ 多様な放課後の居場所づくり

主な取り組み

取り組み	概要
放課後等デイサービス事業	心身障がい児の健全育成及び保護者の療育負担の軽減を図るため放課後等デイサービスの充実に努めます。
放課後児童クラブの充実	放課後児童クラブにおける障がいのある児童の受け入れ体制の拡充に努めます。

(2) インクルーシブ教育^{*}の充実

施策の方向

- ・ 障がいのある子ども一人ひとりの状況に応じた特別支援教育を推進するとともに、インクルーシブ教育の充実に向けた環境整備に取り組みます。
- ・ 教職員が障がいに対する正しい知識を持ち、理解を深めることを通じて、個々の教育的ニーズに応じた指導方法や指導内容の充実を図ります。

① 特別支援教育の推進

主な取り組み

取り組み	概要
特別支援教育の充実	特別支援教育コーディネーターを中心に、各学校・園の実態に即した支援の在り方を随時検討していきます。また、発達障がい等の児童生徒には、支援員を配置するとともに、特別支援教育コーディネーターを含めた校内支援委員会での情報共有を行います。 障がいのある子ども一人ひとりの状態に応じたきめ細かな対応ができ、適切な教育的支援が実現できるよう、すべての小・中学校において、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を作成し、支援体制の充実を図ります。
特別支援学級	知的障がい特別支援学級、自閉症・情緒障がい特別支援学級等に在籍する児童生徒の障がいの程度や特性を考慮し、各学校の特色を生かした教育課程を編成するとともに、教育内容や方法をさらに改善して、児童生徒一人ひとりに応じた教育の推進に努めます。

取り組み	概要
通級による指導の充実	通常の学級に在籍する言語障がいや発達障がいの児童生徒を対象に、通級による指導を通じた個別の指導に努めます。
教育環境の整備	知的障がい、肢体不自由、病弱・身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいの各特別支援学級及び通級指導教室等に、障がいの種類や程度に応じた教材や教育機器等の導入に努め、教育効果を高めます。 また、児童一人一台の学習用端末の整備によって、個々の障がいの状況に応じたICTを活用した指導や支援についても検討します。

② 教職員の資質向上

主な取り組み

取り組み	概要
担当職員の資質の向上	教職員の資質の向上のため、特別支援学級担当者の研修等を一層充実させ、発達障がい等の障がい種別の多様化や質的な複雑化に対応できる体制を充実させるとともに、管理職をはじめとする全教職員に対して特別支援教育に関する学習会や研修会等への参加の促進に努めます。
特別支援教育研修	小・中学校の教職員に対する特別支援教育の理解と認識を一層深めるため、研修の充実に努めます。

(3) 一貫した支援体制の強化

施策の方向

- 多様化する障がい児支援のニーズにきめ細やかに対応できるよう、関係機関との連携を強化し、支援体制の強化を図ります。
- 就学前、就学中、卒業後から就労に至るまで、切れ目のない支援を行うために必要な情報共有と相談支援体制の充実を図ります。

① 多様なニーズに応じた障がい児支援の充実

主な取り組み

取り組み	概要
発達障がい支援の充実	障がいのある子どもや発達に問題のある子ども等に対して、臨床心理士による発達障がいに関する相談支援を行うなど、乳幼児期から卒業後にわたり、自立と社会参加のための一貫した支援体制の充実を図ります。
医療的ケアの充実	医療的ケアを必要とする障がい児が必要な支援を受けられ、家族の負担が軽減されるよう、医療的ケアに対応したサービスの確保と質の向上を図ります。 三観地域自立支援協議会における医療的ケア部会での協議の場を活用した関係機関との連携体制の充実に努めます。
保護者への子育て支援	関係機関との連携を通じて、障がいのある子どもの保護者に対して、相談の機会や保護者同士の交流や活動、学習の場を提供することで、育児の不安や悩みを解消し、精神的負担の軽減を図ります。

② 相談支援体制の充実

主な取り組み

取り組み	概要
就学相談の充実	教育支援委員会の適正な判断のもと、幼児、児童、生徒の障がいの早期発見に努め、各関係機関と情報交換をより一層密にし、就学相談の充実を図ります。
サポートファイル「かけはし」の活用	サポートファイル「かけはし」について、保護者への周知や活用を働きかけ、就学前から卒業、就労に至るまで、切れ目のない支援が行えるよう体制を整備します。
教育から就労への支援	特別支援学校等と就労支援機関の連携を強化し、進路説明会での相談会等を通じて、卒業後の就労支援・職場定着支援の充実を進めます。

3 障がいに対する理解と配慮の促進

(1) 差別の解消と権利擁護の推進

施策の方向

- ・ 障がいのある人の人権を守り、さらなる差別の解消に向けて、市民や事業者へ正しい理解と配慮を促す啓発活動を行います。
- ・ 障がいのある人の尊厳を傷つけるさまざまな虐待の防止に努めます。

① 差別の解消及び権利擁護の推進

主な取り組み

取り組み	概要
障害者差別解消法の周知	「障害者差別解消法」について、市の広報紙やホームページを活用した広報、啓発活動を行うとともに、市民の障がいや障がいのある人に対する差別の解消と正しい理解の促進に努めます。 また、令和6年4月から民間事業者の合理的配慮の提供が義務化されることについても、広く周知・啓発に努めます。
成年後見制度利用支援及び利用促進	観音寺市権利擁護センターを中心に、判断能力の十分でない認知症の高齢者や障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう、成年後見制度の利用支援及び利用促進を図ります。

② 相互理解と啓発活動の推進

主な取り組み

取り組み	概要
啓発活動の推進	「障害者週間（12月3日から9日まで）」、「世界自閉症デー（4月2日）」及び「発達障害啓発週間（4月2日から8日まで）」の機会を活用し、各種広報と啓発活動を実施します。
相互理解の推進	市民へノーマライゼーション*の理念の普及を図るため、市の広報紙やホームページなどにより、障がいに関する正しい知識の普及に努め、理解の促進を図ります。
福祉教育の推進	幼少期から社会福祉への関心を持つよう、就学前教育、学校教育の中で一貫した福祉教育を促進するとともに、社会福祉施設等でのボランティア体験学習や交流学习についても継続します。

③ 虐待の防止

主な取り組み

取り組み	概要
虐待防止に向けた体制整備	<p>関係機関との連携のもと、子ども、高齢者、障がいのある人等に対する虐待の防止及び早期発見と対応に努めます。市の窓口で通報を受け付けるのはもちろんのこと、虐待を発見した人や事業所がすみやかに通報できるよう、民生委員・児童委員や関係機関、地域の見守り活動等との連携に努めます。</p> <p>また、観音寺警察署と「虐待事案対応の連携強化に関する協定書」を締結しており、お互いに保有する情報を共有した上で適切な役割分担のもと、虐待の未然防止と早期発見に向けた地域における組織的な体制強化を図ります。</p>

(2) 情報取得や意思疎通に関する支援の充実

施策の方向

- ・ 障がいの有無に関わらず、必要な情報を得ることができるように、アクセシビリティ※に配慮した情報発信や分かりやすい情報提供に継続して取り組みます。
- ・ 障がいのある人が円滑なコミュニケーションができるよう、障がいの種別に応じた意思疎通支援の利用拡大に努めます。

① 分かりやすい情報提供体制の構築

主な取り組み

取り組み	概要
広報等のユニバーサルデザイン※化の推進	障がいのある人や高齢者等をはじめ、すべての人に分かりやすい市の広報紙やホームページとなるよう、広報媒体のユニバーサルデザイン化を推進します。
声の広報	各種のサービス情報や施設情報、保健、医療、福祉に関するさまざまな情報について、障がいのある人が手軽に入手できるよう、ボランティア等の協力のもと声の広報等の配付を実施します。
障がいの特性に配慮した情報提供	「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」に基づき、ICTの活用を促進することで、誰もが同じように必要な情報を入手し活用できる仕組みの構築や行政手続きの電子申請等の住民サービスの充実を図ります。

② 手話言語条例とコミュニケーション条例の周知

主な取り組み

取り組み	概要
手話言語条例とコミュニケーション条例の周知	「観音寺市手話言語条例」と「観音寺市障がいのある人の情報保障及びコミュニケーション手段の利用の促進に関する条例（コミュニケーション条例）」について市民に周知し、手話の普及及び障がいの特性に応じたコミュニケーションが取れるような環境の整備を図ります。

③ 意思疎通支援の充実

主な取り組み

取り組み	概要
意思疎通支援の充実	手話通訳者、要約筆記者の派遣を促進し、障がいのある人のコミュニケーション支援を充実させるとともに、意思疎通支援事業の周知や活用を促進します。
手話奉仕員及び要約筆記奉仕員等の養成	手話や要約筆記のボランティア養成の充実に努め、マンパワーの確保を図ります。

(3) 行政サービスなどにおける配慮の推進

施策の方向

- 障がいのある人への差別の解消に率先して取り組む主体として、職員研修の充実や窓口対応の充実により、行政サービスの向上に努めます。
- 「障害者差別解消法」の趣旨を踏まえ、広く合理的配慮の提供ができるように働きかけます。

① 行政サービスの向上

主な取り組み

取り組み	概要
職員に対する研修の実施	全職員を対象に、障がいや障がいのある人に対する理解促進を図るための研修会を開催し、障がいのある人に対応できる事業の充実に努めます。
合理的配慮の提供体制整備	「障害者差別解消法」や国の基本指針などを踏まえ、市の職員対応要領に基づき、行政機関において広く合理的配慮を提供できる体制を整備します。

4 多様な社会参加の拡充

(1) 雇用、就労の促進

施策の方向

- ・ 障がいのある人が安心して働くことができるよう、就労に関する支援体制の充実に取り組みます。
- ・ 個々の障がいの特性に応じた、多様な働き方ができる就労環境の整備と支援体制の充実に取り組みます。

① 多様な就労の場の確保

主な取り組み

取り組み	概要
市民や事業所への啓発	障がいのある人が、就労先で偏見や差別的対応を受けることなく安心して働くことができるよう、企業と雇用主へ障がいや障がいのある人への理解の啓発に努めます。
多様な働き方ができる就労環境の整備促進	短時間勤務や在宅勤務など、障がいのある人が自らの障がいの程度や状況に応じた多様な形態での勤務ができるよう、企業と雇用主への理解を求め、就労環境の整備等の啓発に努めます。
法定雇用率*の達成指導	企業に対して、法定雇用率や障がい者雇用に関する制度の周知の機会を通じて、障がい者雇用の促進への一層の理解と協力を求めるとともに、市においても引き続き法定雇用率を遵守します。

② 個々に応じた就労支援の充実

主な取り組み

取り組み	概要
職場定着の促進	障害者職業センター等との連携を図り、ジョブコーチ*等の活用により障がい者の職場定着を促進します。
就労継続支援の推進	一般就労が困難な障がいのある人等を対象に、通所により働く場を提供するとともに、知識及び能力向上のために必要な訓練を行う就労継続支援事業を推進します。
職業相談の充実	障害者職業センターや公共職業安定所、職業相談員等による相談支援事業を活用し、障がい者の働く上での困ったことや悩み事などの相談を受け付けられる体制を充実させるとともに、適切に対応できる体制づくりを進めます。

③ 総合的な就労支援の推進

主な取り組み

取り組み	概要
障害者就業・生活支援センターの充実	障がいのある人とその家族からの相談に応じ、就労支援、職場定着支援、生活支援を行い、障がいのある人の雇用を促進します。また、保健、福祉、教育、雇用等の関係機関と連携し、就業面及び生活面における一体的な支援を行う障害者就業・生活支援センターの充実を図っていきます。
ハローワーク等との連携の推進	障がいのある人の職場の拡大や雇用の継続を図るため、ハローワーク等との連携を推進します。
障害者優先調達推進法の推進	「障害者優先調達推進法」に基づき、障害福祉サービス事業所等からの物品、役務の調達を推進します。

(2) 生涯学習、文化芸術活動、スポーツ等の振興

施策の方向

- 障がいの有無に関わらず、生涯を通してさまざまな学習機会を得ることで、充実した生活を送れるよう生涯学習の促進を行います。
- 障がいの種別や障がいの有無を超えて交流し、それぞれの理解を深め、自己実現を図るため、文化芸術活動やスポーツ活動への参加を促します。

① 生涯学習、文化芸術活動、スポーツ等の振興

主な取り組み

取り組み	概要
生涯学習の促進	障がい者に配慮した学習情報や機会の提供に努め、障がい者の社会活動への参加を促進します。 市立図書館では、来館が困難な市民を対象にした図書館資料郵送貸出サービス等を実施しており、今後も障がいのある人への配慮によって図書館の利便性の向上を図ります。
スポーツ活動の促進	各種スポーツ事業に障がいのある人が参加できるような環境整備を図り、障がいのない人とのスポーツ交流を促進します。 また、障がいのある人が参加できる障がい者スポーツ教室(わくわくスポーツ教室など)を開催します。
文化芸術活動の促進	障がい者団体や施設利用者などの文化芸術活動の成果発表の場の拡大を図るとともに、開催を支援します。

(3) 交流、外出支援の充実

施策の方向

- ・ 障がいのある人とない人がふれあい、交流できる機会と場の充実に図ります。
- ・ 障がいのある人などの生活支援と積極的な社会参加を促進するため、移動支援の充実に図ります。

① 交流機会の充実

主な取り組み

取り組み	概要
交流の場の充実	地域の障がい福祉に関わるさまざまな団体や障がい者団体との連携を深め、交流の場の拡大となるような事業の実施を検討します。 また、地域施設を地域住民とのふれあいの場の拠点として、活用できるよう支援します。
参加しやすい環境づくり	市が主催する行事について、誰もが参加できるように工夫するとともに、障がいの有無や種別や程度に関わりなく、ともに交流し理解を深めることができる内容としていきます。

② 移動支援の充実

主な取り組み

取り組み	概要
移動支援事業の充実	障がいのある人の社会生活上不可欠な外出や余暇活動などの社会参加のための外出支援の充実に努めます。
行動援護、同行援護の充実	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常時介護が必要な人や重度の視覚障がい者に対して、必要な援護、外出支援を提供する行動援護、同行援護の充実に図ります。
自動車免許取得費、改造費の助成	自動車運転免許取得費、改造費の助成制度の充実に図ります。

5 安全・安心なまちづくり

(1) 生活環境の整備

施策の方向

- ・ 障がいのある人や高齢者にとって、道路や公共交通機関等が安全で利用しやすいものとなるよう施設等の整備、改善を推進します。
- ・ 公共施設や民間施設等について、誰もが利用しやすいものとなるよう、福祉のまちづくりに関する啓発やバリアフリー化への整備、改修を促進します。

① バリアフリーのまちづくり

主な取り組み

取り組み	概要
道路、交通環境の整備	「バリアフリー法」や「香川県福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合するよう、市の関係施設を改修、整備するとともに、主要道路の段差の解消等を積極的に推進します。また、歩道や点字ブロック上に自転車や看板等の障害物が放置されないよう広報と啓発活動の充実を図ります。
公共施設等のバリアフリー化の推進	新設の公共施設について、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方を取り入れた整備を行います。既存の公共施設については、誰もが使いやすいようバリアフリー化を推進します。
民間施設のバリアフリー化の促進	民間施設においても誰もが使いやすい施設となるよう広報、啓発を推進します。

(2) 住まいの確保

施策の方向

- できる限り住み慣れた地域や希望する場所で生活することができるよう、多様な居住の場の確保に向けた支援を行います。

① 多様な居住の場の確保

主な取り組み

取り組み	概要
グループホーム等の住まいの確保	障がいのある人の「親亡き後」を見据え、地域において自立して暮らせるよう、障がい特性に応じた住まいの場となるグループホームの整備を促進します。また、緊急時の対応や、重度障がいの人等の住まい等の多様なニーズに対応できる事業所の参入を促進します。
暮らしやすい住宅づくりの促進	障がいのある人に配慮した公営住宅の建設や既存の公営住宅についても、「観音寺市営住宅長寿命化計画」に基づき、入居者が安全で安心して居住できるように、住戸内部、共用部のバリアフリーを進めます。 また個人の住宅等についても、住宅改造事業等の制度の周知を行い、利用を促進します。

(3) 災害や犯罪などの防止、軽減対策

施策の方向

- 災害時に障がいのある人への支援が円滑に行われるように、災害発生時の救援や避難支援といった防災の取り組みの充実に努めます。
- 犯罪、消費者トラブルなどの問題についても、障がいのある人が安心して地域生活を送れるよう、防犯に対する意識啓発を推進します

① 防災対策の推進

主な取り組み

取り組み	概要
防災に関する啓発の推進	防災に関する広報や地域の自主防災訓練等の防災活動を支援するとともに、障がいのある人の防災訓練や出前講座への参加を促進します。
災害時の情報提供	防災行政無線からの放送が聞き取りにくい人のために、より確実に災害情報を提供できるようにするため、文字表示機能付き防災ラジオの普及や LINE 配信サービス等の利用を推進します。
避難行動要支援者支援制度の推進	地域、関係機関及び関係課が連携し、避難行動要支援者の把握を進めるとともに、個人情報等に配慮しながら情報を共有します。 地域、関係機関及び関係課が連携し、避難行動要支援者の個別計画を更新していきます。
避難所における配慮	避難所において障がいのある人が避難所生活に困らないよう、観音寺市避難所運営マニュアルに基づいた要配慮者支援への適切な対応を行います。 緊急時において障がいのある人など、特別な配慮を必要とする人を受け入れる施設として、福祉避難所の確保に努めます。

② 防犯対策の推進

主な取り組み

取り組み	概要
防犯推進体制の整備	防犯に配慮したまちづくりの推進に努めるとともに、自治会等の各種団体を中心に「地域の安全は地域で守る」という意識に立ち、防犯推進体制の整備に努めます。
消費者トラブルに関する相談の充実	香川県西讃県民センターと連携し、契約に関わる被害の未然防止につながる情報提供の充実と消費生活相談を行い、日常生活における被害を防ぎます。また、福祉相談窓口と消費生活相談窓口の連携により、消費者トラブルの早期発見と早期対応に努めます。

第5章 障がい福祉計画

1 成果目標の設定

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

① 第6期計画の進捗

令和元年度末の施設入所者数を基準として、地域生活移行者数を4人、施設入所者を67人(令和元年度末から1人削減)と設定していました。令和5年度の見込みは、地域生活移行者は0人、施設入所者は1人増加の69人となっています。

項目	目標	実績		
	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域生活移行者	4人	0人	0人	0人
施設入所者の削減	施設入所者数 67人 削減見込 1人	施設入所者数 67人 (令和元年度末 から1人減)	施設入所者数 67人 (令和元年度末 から1人減)	施設入所者数 69人 (令和元年度末 から1人増)

② 第7期計画の目標

国の基本指針における成果目標

- 地域生活移行者数：令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行。
- 施設入所者数：令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減。

■ 本市の目標設定

項目	目標	考え方
令和4年度末時点の入所者数 (A)	67人	令和4年度末時点の施設入所者数
【目標値】 令和8年度末時点の 地域生活移行者数	4人 6.0%	(A)のうち、令和8年度までに地 域生活に移行する人数の目標値
【目標値】 令和8年度末時点の 施設入所者の削減数	4人 6.0%	(A)の人数から令和8年度末まで に減ずる人数の目標値

(2) 地域生活支援の充実

① 第6期計画の進捗

項目	目標	実績
地域生活支援拠点等の整備及び運用状況の検証・検討	運用状況の検証・検討	面的整備型として整備済 運用状況については未検証

② 第7期計画の目標

国の基本指針における成果目標
<p>○令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、年1回以上支援の実績等を踏まえた検証及び検討すること。</p> <p>○強度行動障がいを有する方に関し、各市町村又は各圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること。</p>

■ 本市の目標設定

項目	目標	考え方
地域生活支援拠点等の整備	整備済	面的整備型として整備済のため、機能充実に向けた取り組みを行う
コーディネーターの配置	検討	コーディネーターの配置を含めて効果的な支援体制を検討する
地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討	運用状況の検証・検討	地域生活支援拠点について、運用状況の検証・検討を行う
強度行動障がいを有する方への支援体制の整備【新規】	検討	必要なニーズ把握に努め、支援体制について検討する

(3) 福祉施設から一般就労への移行

① 第6期計画の進捗

項目	目標	実績		
	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
一般就労移行者数	2人	4人	1人	5人
就労定着支援利用者数	1人	0人	0人	0人
就労定着率8割以上の事業所数	1か所	0か所	0か所	0か所

② 第7期計画の目標

国の基本指針における成果目標
○一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上。 (うち、就労移行支援事業：令和3年度実績の1.31倍以上、就労継続支援A型：1.29倍以上、就労継続支援B型：1.28倍以上)
○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上。
○就労定着支援事業利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上。
○就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上。

■ 本市の目標設定

項目	目標	考え方
一般就労への移行者数	5人	令和8年度中の一般就労移行者数
うち、就労移行支援事業	1人	令和8年度中の一般就労移行者数のうち、就労移行支援事業、就労継続支援A型、就労継続支援B型を通じて一般就労した人数
うち、就労継続支援A型	3人	
うち、就労継続支援B型	1人	
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合 【新規】	5割以上	令和8年度における一般就労へ移行した者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合
就労定着支援事業の利用者数	1人	令和8年度末の就労定着支援事業の利用者数
就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数の割合	2割5分以上	就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所数の割合

(4) 相談支援体制の充実・強化等

① 第6期計画の進捗

項目	目標	実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
相談支援事業所に対する 実地指導の件数	毎年2件	2件	0件	2件

② 第7期計画の目標

国の基本指針における成果目標

- 令和8年度末までに、市町村又は圏域において、基幹相談支援センター^{*}の設置と、相談支援体制の強化を図る体制を確保。
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等。

■ 本市の目標設定

項目	目標	考え方
基幹相談支援センターの設置	1か所以上設置	令和8年度末までに1か所以上設置する
主任相談支援専門員の配置	配置済	配置済のため継続する
協議会の設置	設置済	配置済のため継続する
地域のサービス基盤の開発・改善	実施	協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う

(5) 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

① 第6期計画の進捗

項目	目標	実績		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
各種研修への市職員の延参加者数	毎年 15 人	0 人	5 人	4 人

② 第7期計画の目標

国の基本指針における成果目標

○令和8年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築。

■ 本市の目標設定

項目	目標	考え方
各種研修への市職員の延参加者数	15 人	県の研修の開催回数などを注視しつつ、可能な限り職員の研修への参加を促す

2 障害福祉サービスの見込み量と確保方策

(1) 訪問系サービス

■ サービスの概要

サービス名	内容
居宅介護	居宅で入浴や排せつ、食事等の介護をする。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常時介護が必要な人に、居宅で入浴や排せつ、食事等の介護や外出時の移動の介護をする。
同行援護	視覚障がいにより移動が著しく困難な人に、移動に必要な情報の提供（代筆や代読を含む）や外出支援等を行う。
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常時介護が必要な人に、行動するとき必要な援護や外出時の移動の補助等をする。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う。

■ サービスの見込み量(1月あたり)

① 居宅介護

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	実績	1,073	1,324	1,259			
	計画値				1,270	1,290	1,310
人	実績	84	94	94			
	計画値				96	98	100

② 重度訪問介護

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	実績	429	662	788			
	計画値				1,050	1,050	1,050
人	実績	1	2	2			
	計画値				3	3	3

③ 同行援護

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	実績	117	124	123			
	計画値				140	140	140
人	実績	10	11	14			
	計画値				14	14	14

④ 行動援護

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	実績	0	0	0			
	計画値				0	0	0
人	実績	0	0	0			
	計画値				0	0	0

⑤ 重度障害者等包括支援

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
時間	実績	0	0	0			
	計画値				0	0	0
人	実績	0	0	0			
	計画値				0	0	0

※訪問系サービスについては、第7期計画よりサービスの種類ごとに見込みを設定することとなりました。

■ 見込み量確保のための方策

訪問系サービスは、日常生活を営むうえで支障がある障がいのある人の居宅生活を支える大変重要なサービスであり、利用実績も増加傾向にあります。

福祉施設入所者等の地域生活への移行を推進することや、高齢の家族介護者が増加していることから、訪問系サービスの利用者の増加が予想されます。そのため、事業者の新規参入を働きかけるとともに、市内及び近隣市町のサービス提供事業者との連携を図り、サービス利用者の一人ひとりの状況に応じた適切なサービスを提供できる体制づくりを推進します。

(2) 日中活動系サービス

■ サービスの概要

サービス名	内容
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う。
生活介護	常時介護を必要とする人に、昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する。
短期入所	居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間入所させ、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
自立訓練（機能訓練）	対象:身体障がい者及び難病者 身体的リハビリや歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行う。
自立訓練（生活訓練）	対象:知的障がい者及び精神障がい者 食事や家事等の日常生活能力を向上するための支援、日常生活上の相談支援や就労移行支援事業所等の各関係機関との連携調整等の支援を行う。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識と能力の向上のために必要な訓練を行う。
就労選択支援	障がいのある人の希望や能力・適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がいのある人の就労支援を行う。
就労継続支援 （A型・B型）	一般企業等での就労が困難な人に、生産活動を提供するとともに、知識と能力の向上のために必要な訓練を行う。雇用契約に基づいて労働の機会を提供するA型、雇用契約を結ばないB型がある。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がいのある人に、相談を通じて就業に伴う生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を行う。

■ サービスの見込み量(1月あたり)

① 療養介護

単位	進捗度	第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	実績	9	10	10			
	計画値	10	10	10	10	10	10

② 生活介護

単位	進捗度	第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	実績	2,465	2,521	2,490			
	計画値	2,490	2,580	2,670	2,604	2,624	2,645
人	実績	121	122	125			
	計画値	132	134	136	126	127	128

③ 短期入所

単位	進捗度	第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	実績	255	201	221			
	計画値	240	250	260	263	285	300
人	実績	34	30	32			
	計画値	44	46	48	35	38	40

④ 自立訓練(機能訓練)

単位	進捗度	第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	実績	17	0	0			
	計画値	40	40	40	20	20	20
人	実績	1	0	0			
	計画値	2	2	2	1	1	1

⑤ 自立訓練(生活訓練)

単位	進捗度	第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	実績	0	0	0			
	計画値	10	10	10	10	10	10
人	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1

⑥ 就労移行支援

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	実績	24	44	47	/	/	/
	計画値	120	140	160	64	80	96
人	実績	2	3	3	/	/	/
	計画値	6	7	8	4	5	6

⑦ 就労選択支援

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	実績	/	/	/	/	/	/
	計画値	/	/	/	0	2	2

⑧ 就労継続支援（A型）

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	実績	452	712	677	/	/	/
	計画値	310	330	350	806	884	963
人	実績	23	39	35	/	/	/
	計画値	16	17	18	41	45	49

⑨ 就労継続支援（B型）

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	実績	2,491	2,678	2,563	/	/	/
	計画値	2,400	2,450	2,500	2,883	2,978	3,074
人	実績	137	145	146	/	/	/
	計画値	135	140	145	151	156	161

⑩ 就労定着支援

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	実績	0	0	0	/	/	/
	計画値	3	3	3	1	1	1

■ 見込み量確保のための方策

地域生活の充実に向けて、日中活動の場の確保が求められます。市内及び近隣市町のサービス提供事業者との連携を図り、利用者のニーズに対応できるよう確保に努めます。

短期入所は、特に身体障がいのある人、知的障がいのある人でニーズが高いサービスとなっているため、今後も緊急を含む多様な短期入所への対応が可能となるよう、事業所に対して働きかけます。

就労に関するサービスについては、事業者との連携や情報共有を図り、一般就労につながるよう支援します。また、本人の希望や就労能力、適性などに合った選択を支援するため、第7期計画より創設される「就労選択支援」のサービスを提供する体制の整備や活用などを促していきます。

(3) 居住系サービス

■ サービスの概要

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助等を行う。
施設入所支援	施設に入所する人に、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護等を行う。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者などについて、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がいのある人の理解力、生活力等を補う支援を行う。

■ サービスの見込み量(1月あたり)

① 共同生活援助(グループホーム)

単位	進捗度	第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	実績	52	40	47			
	計画値	51	52	53	50	52	54

② 施設入所支援

単位	進捗度	第6期計画(実績)			第7期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	実績	67	67	69			
	計画値	66	65	64	67	65	63

③ 自立生活援助

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	実績	1	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1

■ 見込み量確保のための方策

グループホームについては、障がいのある人が仲間とともに、地域において必要な支援や介護を受けながら暮らす生活の場として、今後も整備の必要性が高まると考えられることから、新たな事業者の参入を促進します。

施設入所支援については、利用者の意向等をふまえながら、可能な人の地域生活への移行の推進に向けて、相談支援事業者や関係機関と連携して支援します。

（4）相談支援

■ サービスの概要

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用したい時に、サービスを利用するための計画を作成する。サービス開始後は、定期的にサービスの利用状況をモニタリングし、必要に応じてサービス内容の調整や見直しを行う。
地域移行支援	入所施設や精神科病院等からの退所や退院にあたって支援を要する人に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取り組みと連携しつつ、地域移行に向けた支援を行う。
地域定着支援	入所施設や精神科病院から退所や退院した人、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人等に対し、地域生活を継続していくための支援を行う。

■ サービスの見込み量(1月あたり)

① 計画相談支援

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	実績	415	435	437			
	計画値	391	394	397	448	455	462

② 地域移行支援

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0

③ 地域定着支援

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0

■ 見込み量確保のための方策

計画相談支援の利用実績は増加しており、今後も知的障がいのある人、精神障がいのある人が増えることが見込まれることを踏まえ、相談支援体制の強化が求められています。事業所へ人材育成や質の向上を促し、適切なサービス利用計画の作成や提供体制の整備を図ります。

地域移行支援、地域定着支援は第6期における利用実績はありませんでしたが、障がいのある人の地域での生活を促進するために必要なサービスであることから、関係機関との情報共有を図り、利用可能な対象者の把握を行います。

3 地域生活支援事業の見込み量と確保方策

(1) 必須事業

■ サービスの概要

サービス名	内容
相談支援事業	障がい者等からの相談に応じ、必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援等、障がい者等の権利擁護のために必要な援助を行い、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように支援する。
基幹相談支援センター	地域における中核的な役割を担う機関として、障がいの種別や各種ニーズに対応できる総合的な相談支援や専門的な相談支援を実施する。
理解促進・研修啓発事業	社会的障壁を除去するため、障がい者等の理解を深めるための研修や啓発を通じて地域住民への働きかけを強化する。
自発的活動支援事業	障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援する。ピアサポート※、障がい者等が孤立することがないように見守り活動等を実施する。
住宅入居等支援事業	賃貸住宅への入居を希望する障がい者に対し、入居に必要な支援や入居後の支援などを行う。
成年後見制度利用促進事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の利用を支援する。
成年後見制度法人後見支援事業※	成年後見制度における後見の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援する。
意思疎通支援事業	意思疎通を図ることに支障のある障がい者等に、手話通訳者や要約筆記者の派遣により、障がい者等との意思疎通を仲介し、意思疎通の円滑化を図る。
日常生活用具給付等事業	重度障がい者に対し、日常生活用具を給付又は貸与することで、日常生活の便宜を図る。
移動支援事業	屋外での移動が困難な人に対し円滑に外出できるよう、移動を支援する。
地域活動支援センター※事業	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う。 Ⅰ型：専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との調整、ボランティアの育成、障がいに対する理解促進に係る啓発等を行う。 Ⅱ型：地域において雇用・就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。 Ⅲ型：地域の障がい者等のための援護対策として地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業を行う。

■ サービスの見込み量

① 相談支援事業

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	実績	9	9	9			
	計画値	9	9	9	9	9	9

② 基幹相談支援センター

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
か所	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0

③ 理解促進・研修啓発事業

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件	実績	1	1	1			
	計画値	1	1	1	1	1	1

④ 自発的活動支援事業

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件	実績	1	1	1			
	計画値	1	1	1	1	1	1

⑤ 住宅入居等支援事業

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0

⑥ 成年後見制度利用促進事業

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	実績	0	0	0			
	計画値	2	2	2	2	2	2

⑦ 成年後見制度法人後見支援事業

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
件	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1

⑧ 意思疎通支援事業

項目	単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者・要約筆記者派遣	人	実績	10	8	10			
		計画値	10	10	10	10	10	10

⑨ 日常生活用具給付等事業

項目	単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	実績	1	3	0			
		計画値	4	4	4	4	4	4
自立生活支援用具	件	実績	8	14	6			
		計画値	8	8	8	15	15	15
在宅療養等支援用具	件	実績	3	4	0			
		計画値	8	8	8	5	5	5
情報・意思疎通支援用具	件	実績	26	22	26			
		計画値	25	25	25	26	27	28
排泄管理支援用具	件	実績	1,656	1,698	1,650			
		計画値	1,600	1,600	1,600	1,650	1,650	1,650
住宅改修費	件	実績	2	1	0			
		計画値	3	3	3	2	2	2

⑩ 移動支援事業

単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
延時間	実績	1,180	1,696	2,124			
	計画値	2,200	2,200	2,200	2,300	2,300	2,300
実人員	実績	37	45	50			
	計画値	65	65	65	65	65	65

⑪ 地域活動支援センター事業

項目	単位	進捗度	第6期計画（実績）			第7期計画（見込み）		
			令和3年度	令和4年度	令和5年度 （見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センターⅠ型	か所	実績	4	3	3			
		計画値	4	4	4	3	3	3
	実人員	実績	37	45	45			
		計画値	23	24	25	45	46	47
地域活動支援センターⅡ型	か所	実績	1	1	1			
		計画値	1	1	1	1	1	1
	実人員	実績	18	16	19			
		計画値	19	20	21	22	23	24
地域活動支援センターⅢ型	か所	実績	1	1	1			
		計画値	1	1	1	1	1	1
	実人員	実績	8	8	8			
		計画値	9	9	9	9	9	9

■ 見込み量確保のための方策

地域生活支援事業は、今後もサービスの質が低下することのないよう、人材の確保や研修会などの積極的な実施に努めます。

事業内容の広報や啓発に努めながら、事業の利用促進を図り、障がいのある人やその家族の支援を推進するとともに、障がいのある人の利用ニーズを把握し、障がいの特性に合わせた適切なサービスを提供できるように努めます。

第6章 障がい児福祉計画

1 成果目標の設定

(1) 障がい児支援の提供体制の整備等

① 第2期計画の進捗

項目	目標	実績		
	令和5年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援センター※の設置	1か所以上 設置	未設置	未設置	未設置
保育所等訪問支援事業所の設置	1か所以上 設置	未設置	1か所 (圏域)	1か所 (圏域)
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1か所以上 設置・維持継続	1か所	1か所	1か所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1か所以上 設置・維持継続	1か所	1か所	1か所
医療的ケア児支援の協議の場の設置及びコーディネーターの設置	設置済	設置済	設置済	設置済

② 第3期計画の目標

国の基本指針における成果目標

- 児童発達支援センターを各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上設置する。
- 各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する。
- 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1箇所以上確保する。
- 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する。

■ 本市の目標設定

項目	目標	考え方
児童発達支援センターの設置	1 か所以上設置	令和8年度末までに1 か所以上設置する
障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進体制の構築	構築検討	圏域においては確保済であるため必要な支援体制の構築を検討する
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の設置数	1 か所以上設置・維持継続	既に確保済であるため維持継続を図る
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の設置数	1 か所以上設置・維持継続	既に確保済であるため維持継続を図る
医療的ケア児支援のための協議の場の設置及びコーディネーターの配置	配置済	既に設置済であるため維持継続を図る

2 障害児通所支援等に関するサービスの見込み量と確保方策

(1) 障害児通所支援・障害児相談支援

■ サービスの概要

サービス名	内容
児童発達支援	未就学の障がいのある児童に日常における基本的な動作の指導、知識機能の付与、集団生活への適応訓練を行う。
医療型児童発達支援	肢体不自由児に児童発達支援及び治療を行う。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害児などの重度の障がいがあり、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に、居宅を訪問して日常生活における動作指導、知識技能訓練などを行う。
放課後等デイサービス	就学中の障がいのある児童に、授業終了後又は夏休み等の休日に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行う。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行う。
障害児相談支援	障害児支援利用計画の作成などにより、適切なサービス利用や課題の解決を支援する。

■ サービスの見込み量(1月あたり)

① 児童発達支援

単位	進捗度	第2期計画(実績)			第3期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	実績	35	56	60			
	計画値	80	90	100	65	75	85
人	実績	7	13	14			
	計画値	11	12	13	15	17	19

② 医療型児童発達支援

単位	進捗度	第2期計画(実績)			第3期計画(見込み)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込み)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0
人	実績	0	0	0			
	計画値	0	0	0	0	0	0

③ 居宅訪問型児童発達支援

単位	進捗度	第2期計画（実績）			第3期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	実績	0	0	0			
	計画値	5	5	5	5	5	5
人	実績	0	0	0			
	計画値	1	1	1	1	1	1

④ 放課後等デイサービス

単位	進捗度	第2期計画（実績）			第3期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	実績	496	743	750			
	計画値	430	460	490	889	962	1,035
人	実績	45	61	65			
	計画値	41	43	45	73	79	85

⑤ 保育所等訪問支援

単位	進捗度	第2期計画（実績）			第3期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人日分	実績	21	16	19			
	計画値	30	35	40	24	27	30
人	実績	5	5	7			
	計画値	6	7	8	8	9	10

⑥ 障害児相談支援

単位	進捗度	第2期計画（実績）			第3期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	実績	74	91	95			
	計画値	61	63	64	97	99	101

■ 見込み量確保のための方策

障がいのある子どもが切れ目のない支援を受けながら健やかに育っていくため、関係機関と連携して支援体制の強化を図ります。

サービス利用の多い児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、障害児相談支援については、今後も利用の増加が見込まれることから、市内及び近隣市町のサービス提供者との連携を図り、利用者のニーズに対応できるよう確保に努めます。

(2) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

■ サービスの概要

サービス名	内容
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する医療的ケアが必要な障がい児（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けることができるよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備する。

■ 見込み量

単位	進捗度	第2期計画（実績）			第3期計画（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込み）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
人	実績	1	1	1			
	計画値	1	1	1	1	1	1

■ 見込み量確保のための方策

医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置を継続するとともに、今後も対象となる医療的ケア児の把握を行いながら関係機関と連携を図り、相談支援を行う人材の育成や支援者の質の向上を図り、サービスコーディネート力の強化を推進します。

第7章 計画の推進に向けて

1 計画の広報・周知

計画の推進にあたっては、市民や地域の理解促進が不可欠です。ホームページでの公表等、さまざまな媒体を通じて本計画を広く市民に周知します。特に、障がいや障がいのある人に関する理解・啓発、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取り組みは、地域との連携や地域住民の主体的な取り組みが不可欠であることから、関係課との連携のもとで重点的な広報を行います。

また、障がいのある人への周知にあたっては、当事者や家族等の意見を取り入れながら、合理的配慮の視点を踏まえ、分かりやすい情報発信を行います。

2 障がい者のニーズの把握と反映

各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、三観地域自立支援協議会において障がいのある人との意見交換の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

3 計画の推進

障害福祉サービス等の充実を図るため、サービス提供事業所等へ各種情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努め、利用者がサービス提供事業所の選択に活用できるよう、事業所情報の広報を行います。

また、市内で実施のないサービスや入所施設、専門的な知識を要するケースなど、広域的な対応が望ましいものは、県や近隣市町と連携して提供体制の充実に取り組みます。

さらに、計画を円滑に推進していくため、社会福祉課が中心となり、保健、医療及び福祉分野をはじめ、子育て、教育、就労、まちづくりなど障がい者施策に関わる各分野との連携を図ります。

4 計画の進捗管理

本計画を着実に実行していくため、障がい者計画、障がい福祉計画、障がい児福祉計画の進捗状況を評価しながら、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、必要に応じて事業の見直しなどを行います。

資料編

1 用語集

あ行

ICT

インターネットを活用した情報共有を実現する技術の総称のこと。

アクセシビリティ

「利用しやすさ」「近づきやすさ」を意味する。

医療的ケア

一般的に学校や在宅等で日常的に行われているたんの吸引や経管栄養、気管切開部の衛生管理等の医療行為のこと。

インクルーシブ教育

障がいのある子どもと障がいのない子どもが同じ場で共に学ぶ教育のこと。

か行

基幹相談支援センター

総合相談の窓口で、障害福祉サービスのこと、生活の中での困りごとや悩みなどを専門の相談員を配置し、相談や希望の内容に応じて支援機関につなぐ機関のこと。

合理的配慮

障害者の権利に関する条約第2条により、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されている。

コミュニティソーシャルワーカー

社会・地域福祉の取り組みを進めるための社会福祉援助を行う職員又はボランティアスタッフのこと。

さ行

指定特定相談支援事業所

障がい者や障がい児の相談を受けたり、市が障害福祉サービスの支給決定を行う際に勘案する、

サービス利用計画の作成を行う事業所のこと。

児童発達支援センター

障がいのある子どもを日々保護者のもとから通わせて、支援を提供することを目的とする施設。訓練を行う福祉型児童発達支援センターと、訓練及び治療を行う医療型児童発達支援センターがある。

社会的障壁

障がいのある人が社会的生活を営む上で妨げとなる社会的な制度や慣行のこと。

障害児通所支援

児童福祉法に基づく、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援を指す。障害児通所支援事業者の指定は都道府県が行う。

障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の職業生活における自立を図るために、就業及びそれに伴う日常生活又は社会生活上の支援を必要とする障がいのある人の職業の安定を図ることを目的とし、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行う。

情報アクセシビリティ

年齢や障がいの有無に関わらず、誰でも必要とする情報に簡単にたどり着け、利用できること。

ジョブコーチ

障がい者が一般の職場で働くことを実現するため、障がいのある人ができることとできないことを事業所に伝達するなど、障がいのある人と企業の双方を支援する就労支援の専門職のこと。

身体障害者相談員、知的障害者相談員

身体・知的障がい者の福祉の増進を図るため、当事者や家族の生活上のさまざまな相談に応じ、必要な制度を活用できるよう援助を行うとともに、福祉事務所や関係機関との連携を図り、問題の解決を行う人のこと。

成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなど、判断能力が十分でない人の財産管理や見守りを代理権等が与えられた成年後見人等が行う仕組み。

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制整備等を行い、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援すること。

た行

多様性

性別や年齢、国籍、障がいの有無、性的指向、宗教・信条、価値観等が異なる人々の属性を尊重する考え方のこと。

地域活動支援センター

障がいのある人等を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業。これに加えⅠ型は、精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等の事業を実施する。Ⅱ型は、地域において雇用・就労が困難な障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを実施する。Ⅲ型は、地域の障がい者団体等が通所による援護事業を実施する。

地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能を持つ場所や体制のこと。居住支援のための主な機能は、①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくりの5つを柱としている。

拠点等の整備手法として、5つの機能を集約し、グループホームや障害者支援施設等に付加した「多機能拠点整備型」と、地域における複数の機関が分担して機能を担う「面的整備型」が示されている。

通級指導教室

小・中学校に通う比較的障がい程度が軽い児童生徒が、通常学級に在籍しながら、その子どもの障がい特性に合った個別の指導を受けるための教室。

統合保育

子どもを取り巻くすべての環境の中で、障がい児と健常児がともに生活し、時間と空間を共有し、相互に影響しながらともに歩んでいく保育のこと。

特別支援学級

障がいの程度が比較的軽度の児童生徒を対象に、小・中学校に障がいの種別ごと（知的障がいや情緒障がい等）に置かれる少人数の学級。

特別支援学校

障がいの程度が比較的重度の児童生徒を対象として専門性の高い教育を行う学校。幼稚園から高等学校に相当する年齢段階の教育を、特別支援学校のそれぞれ幼稚園部・小学部・中学部・高等部で行う。

特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

特別支援教育コーディネーター

保護者や関係機関に対する学校の窓口として、また、学校内の関係者や福祉、医療等の関係機関との連絡調整の役割を担う者として位置づけられている。

な行

難病

原因不明で治療方法が確立されていない疾病。治療が極めて困難で長期間の療養を必要とし、介助者への経済的・精神的負担が大きいこと、医療費が高額となるものや良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いものについては、特定疾患、指定難病とされ医療費が助成される。

ノーマライゼーション

障がいのある人となない人とが、お互い特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方、またそれに向けた運動や施策など。

は行

バリアフリー

高齢者や障がいのある人などが社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差等を取り除くという意味であるが、広くは障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、経済的、心理的なすべての障壁の除去という意味で用いられる。

伴走型の支援

つながり続けることを目指すアプローチのこと。

ピアサポート

同じ悩みや症状などの問題を抱えるなど、同じ立場にある当事者同士が、互いの経験や体験を基に語り合い、問題の解明（回復）に向けて協同的にサポートを行う相互支援の取り組みのこと。

避難行動要支援者

災害対策基本法の規定により作成が義務づけられている、高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において、特に配慮を要する人（要配慮者）のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人。

法定雇用率

障害者雇用促進法によって定められた民間企業・国・地方公共団体が障がいのある人を雇用すべき割合。平成 30 年 4 月から雇用率が引き上げられるとともに、精神障がいのある人の雇用が義務づけられた。令和 6 年 4 月からさらなる引き上げにより、従業員 43.5 人以上の民間企業は 2.5%（令和 8 年 7 月には 2.7%に引き上げ）、国や地方公共団体は 3.0%、都道府県等の教育委員会は 2.9%が義務づけられている。

や行

ユニバーサルデザイン

すべての人のためのデザイン。年齢や障がいの有無などに関わらず、最初からできるだけ多くの人々が利用可能であるようにデザインすること。

ら行

ライフステージ

成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わり。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期がライフステージとしてある。